

結城市元市役所本庁舎跡地利用基本構想

令和5年3月

結 城 市

結城市元市役所本庁舎跡地利用基本構想

目 次

第1章 元市役所跡地の概況と課題	1
1. はじめに	1
2. 元市役所跡地の概況	1
3. 元市役所本庁舎跡地周辺（北部市街地）の現況	3
4. 元市役所本庁舎跡地周辺（北部市街地）を取り巻く課題	5
第2章 検討の経緯	8
1. 市庁舎跡地利用計画検討委員会	9
2. 結城市議会での対応	13
3. 市民アンケートの実施	16
4. 元市役所本庁舎跡地利用検討協議会	20
第3章 元市役所本庁舎跡地利用基本構想	23
1. 基本構想の目的	23
2. 基本構想の役割と推進のための計画	23
3. 元市役所本庁舎跡地活用における基本理念	24
4. 基本目標—元市役所本庁舎跡地に求められる役割	25
5. 施設整備の方向性	27
第4章 今後の進め方	34
1. 今後の作業について	34
2. 施設整備の実施時期について	34
参考資料	35
1. 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置要項	35
2. 元市役所本庁舎跡地利用検討協議会設置要項	37
3. 旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査報告書	40
4. 旧市庁舎跡地利用方針	57

第1章 元市役所本庁舎跡地の概況と課題

1. はじめに

昭和47年度から昭和55年度にかけて北部市街地に建築された旧市庁舎（第1庁舎・第2庁舎）は、かつての城下町としての名残ある古い街並みに調和し、市民に親しまれ、行政サービスの拠点として長い間その役割を担ってきました。

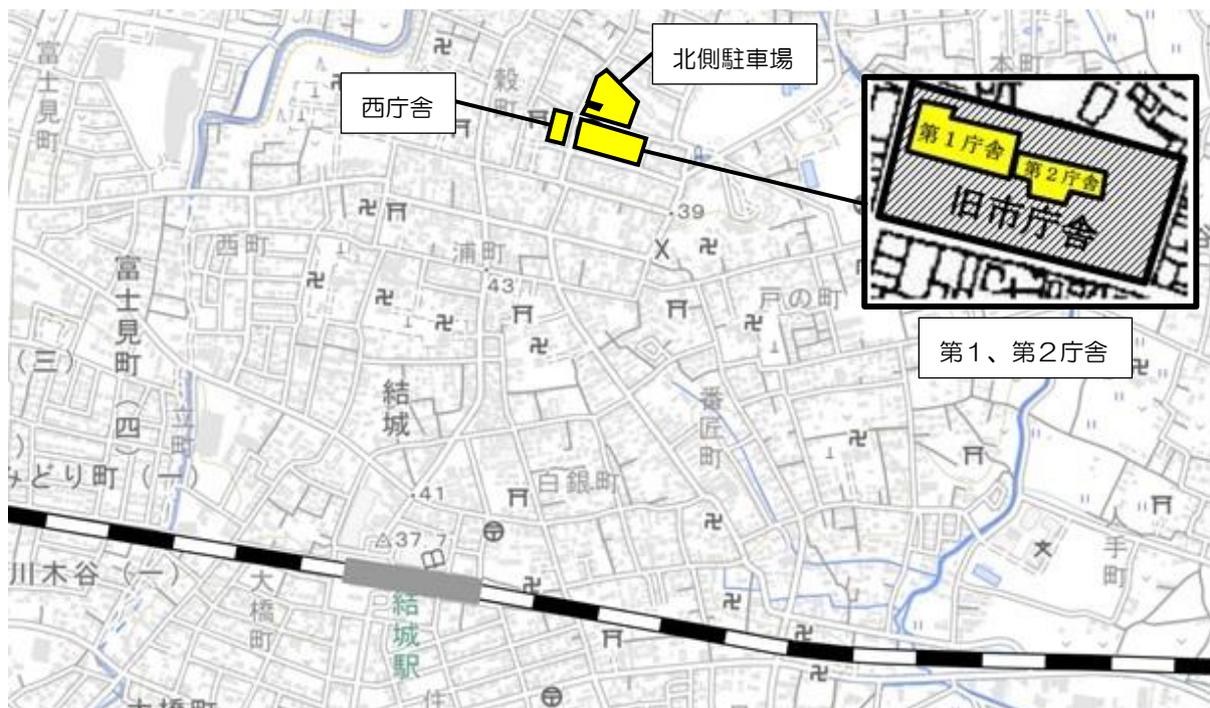
令和2年11月に南部市街地の新市庁舎開庁により庁舎機能が完全移転されたことで、庁舎としての役目を終え、現在は閉庁となっています。行政機関の移転により、北部市街地への人流が変化・減少したため、元市役所本庁舎跡地は、様々な用途での活用が期待されており、また、維持費や防犯上の観点からも活用方針の決定は急務となっています。

そこで市では、平成28年3月に策定された「結城市庁舎整備基本計画」に掲げた元市庁舎跡地利用計画の方向性を基本に、持続可能で魅力あるまちづくりや市民生活の向上など様々な観点から総合的な検討を進め、本基本構想を取りまとめました。

2. 元市役所本庁舎跡地の概況

元市役所本庁舎跡地は、JR結城駅から徒歩10分程度の市北部地域に位置しており、約12,874㎡の敷地面積となっています。現在、北側駐車場の南側を都市計画道路である3・4・18号線の開通計画が進められており、市内外からのアクセスも向上する土地環境となることが期待されています。

なお、本基本構想においては、第1庁舎、第2庁舎及び西庁舎の跡地と、市道を挟んで設置されている北側駐車場を合わせて「元市役所本庁舎跡地」として呼称し、その利活用についての方向性を示すものとしします。



第1章 元市役所本庁舎跡地の概況と課題

【元市役所本庁舎及び敷地の状況】

	第1庁舎	第2庁舎	西庁舎	北側駐車場
建物構造	鉄骨造			
延床面積	約 2,956 m ²	約 990 m ²	約 605 m ²	
建設年月	昭和 55 年築 昭和 60 年改築	昭和 47 年築 昭和 61 年改装	平成 3 年築	
敷地面積	約 7,499 m ²		約 517 m ²	約 4,858 m ²

【元市役所本庁舎跡地の概況】



元市役所本庁舎（第1庁舎）



元市役所本庁舎（第2庁舎）



庁舎正面駐車場



元市役所本庁舎（西庁舎）



北側駐車場（南向き）



北側駐車場（北向き）

3. 元市役所本庁舎跡地周辺（北部市街地）の現況

元市役所本庁舎跡地は、JR結城駅の北側に広がる市街地（北部市街地）の北東部に位置しています。

北部市街地には、風情ある街並みの中に金融機関や商店が立ち並ぶ商店街があり、現在も市立公民館、市民情報センターといった公共施設や、商工会議所、子育て支援施設、高齢者施設等が設置されるなど、長年にわたり社会経済の中心的地域でした。

また、観光資源である見世蔵や神社仏閣といった観光資源が点在し、歴史を感じさせる城下町として古き良き街並みが数多く残る風情ある地域です。

しかしながら、人口の減少や商店等の跡継ぎ不足、人流の中心となっていた市役所本庁舎の移転などの事由により人流が変化してきており、かつてのような人々の往来や賑やかさも身を潜めているような状況となっています。

なお、北部市街地の北西部から西部にかけては、区画整理等も行われている新興住宅地、東側は結城城の跡地に造られた城址公園や、河川が流れ、田畑が広がる自然豊かな住宅地となっています。

【北部市街地の現況】



北部市街地（白銀町）



北部市街地（俯瞰図）



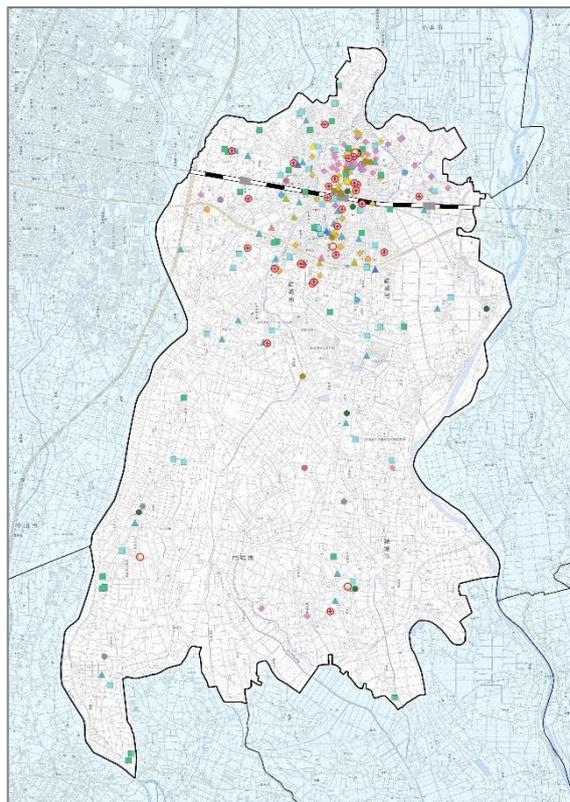
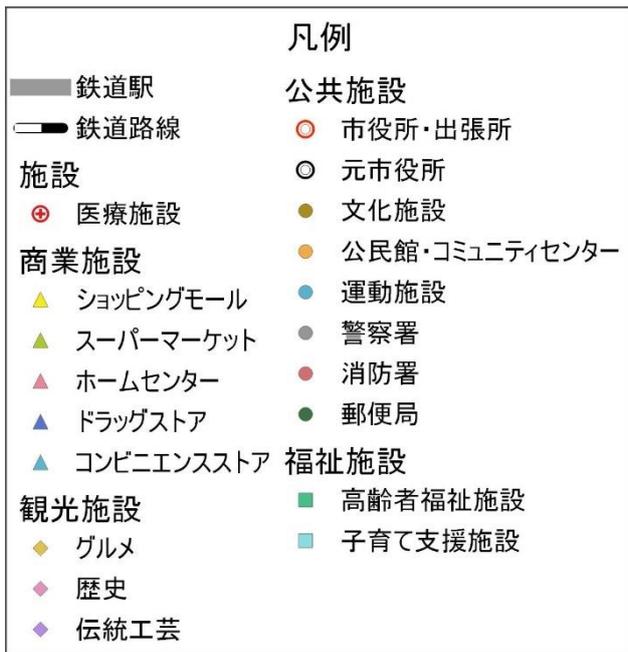
北部市街地に点在する神社仏閣



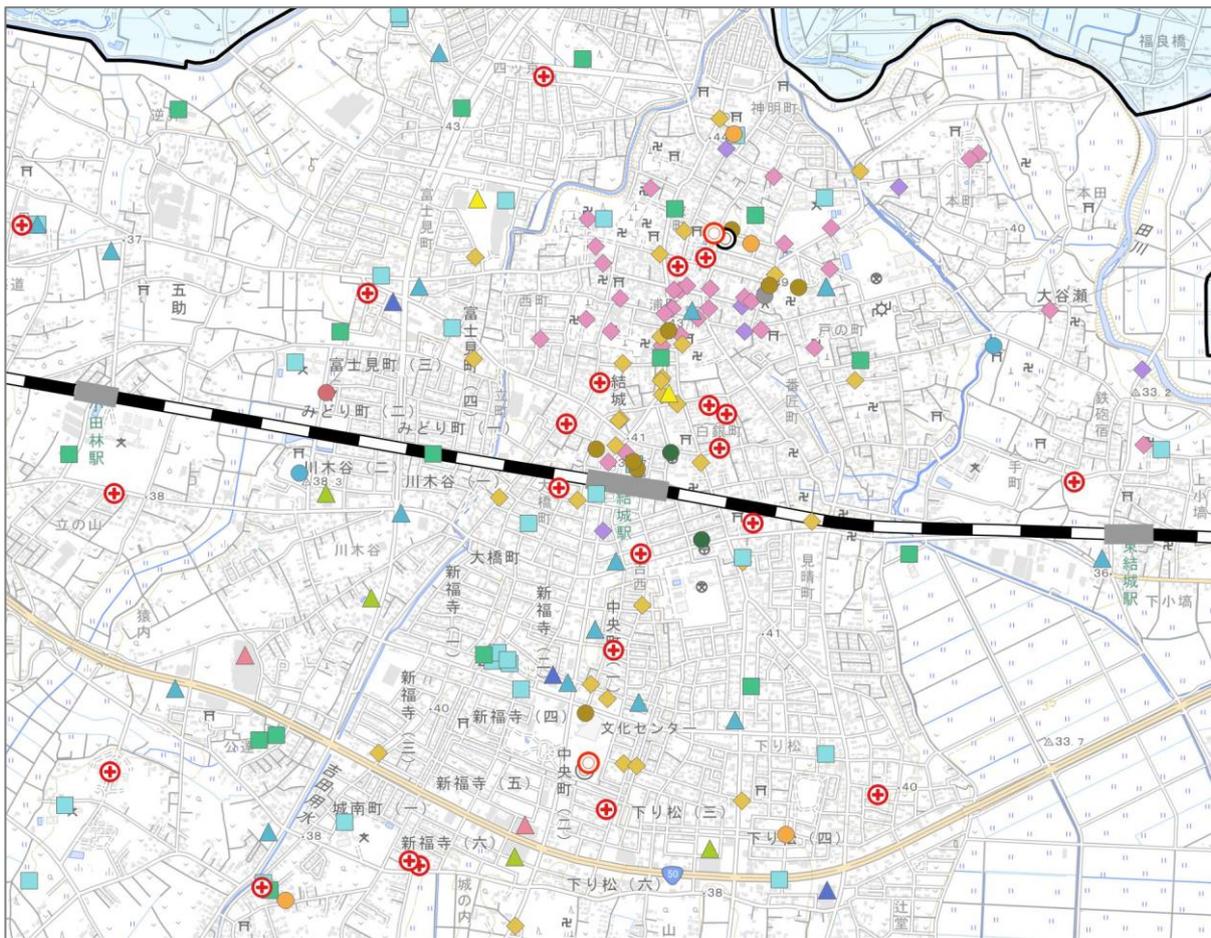
見世蔵を活用した店舗

第1章 元市役所本庁舎跡地の概況と課題

【北部市街地における施設等の設置状況】



【北部市街地拡大図】



令和4年8月1日現在の情報で作成

4. 元市役所本庁舎跡地周辺（北部市街地）を取り巻く課題

元市役所本庁舎跡地の利活用を検討するにあたり、跡地が立地する北部市街地においては、様々な問題・課題等が見られます。本基本構想の策定にあたっては、その課題を以下のように整理します。

- 1) 歴史的・文化的価値の高い文化財や資料の保管・展示環境の不足
- 2) 商店街などの空洞化や賑わいの減少
- 3) 地域住民における生活利便性の維持・向上
- 4) 市が保有する地域資源に対する理解や郷土愛の不足

1) 歴史的・文化的価値の高い文化財や資料の保管・展示環境の不足

本市には旧石器時代からの価値ある貴重な歴史を保有しており、歴史・文化的にも価値の高い財産や資料が現存しています。令和4年9月1日現在において、市で把握している指定文化財は、国、県、市を含め110件、見世蔵をはじめとする登録有形文化財は31件、現存する遺跡は166件となっています。

【指定文化財一覧】

(件)

種別	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	0	14	57	71
無形文化財	1	1	0	1
民族文化財	0	1	5	6
記念物	1	2	28	31
合計	2	18	90	110
登録有形文化財	29			
遺跡	169 (うち現存 166)			

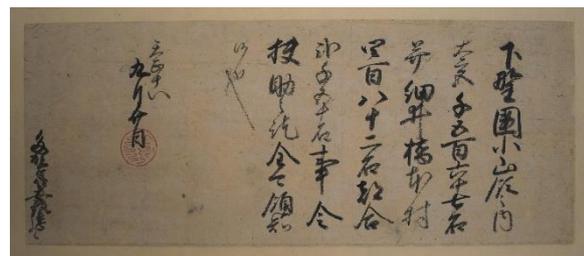
(令和5年1月1日現在：市ホームページより引用)

これ以外にも、市の保存環境が整備されていないために、市外の博物館等に管理を委託している資料等や、個人や民間で所有しているものも数多くあると伝えられています。

これらは火災や自然災害等の影響により、貴重な資料等が簡単に損失してしまうリスクに晒されており、改めて調査を行い実情を把握するとともに、適切かつ安全な管理が可能な施設の建設が求められているところです。



塔心礎舍利孔石蓋



豊臣秀吉朱印状

第1章 元市役所本庁舎跡地の概況と課題

2) 商店街などの空洞化や賑わいの減少

北部市街地は、北東部に立地し中世から近世にかけて結城家・水野家といった名家が入城した結城城と、城から西に向かって広がり、近年まで市の経済活動の中心となっていた城下町を中心に構成されており、かつては人々が行き交う活気あふれる街なかでした。

しかしながら、商店における世代交代や、郊外への大型量販店の出店等の影響、市役所本庁舎の駅南部への移転等により北部市街地における人の流れが減少・変化し、商店街では店を閉める店舗も増え、降ろされたシャッターが目立つようになりました。

それに伴い、街中を行き交う人々も減少傾向にあり、空き家が増加するなど、北部市街地全体において元気がなくなっている印象となっています。



駅前商店街の風景

3) 地域住民における生活利便性の維持・向上

令和2年11月の市役所本庁舎の移転により、市役所における行政機能については、敷地西側に設置された西庁舎に「結城出張所」として市民課業務の一部を残し、全て市役所新庁舎へ移転しました。

北部市街地から新庁舎の間には、東西にJR水戸線の線路が敷設され、新庁舎へは迂回してアクセスする必要があります。これは特に年少者や妊産婦、高齢者、障害者等の配慮が必要な方にとって大きな負担を強いるものとなっています。駅前の市民情報センターで開設している行政サービス窓口も一部証明書の発行に留まっており、元市役所本庁舎跡地活用の検討においては、北部市街地における行政サービスの展開についても整理が必要です。

また、元市役所本庁舎敷地内の東側に「市立公民館」が設置されていますが、施設の利用率が高く、部屋や利用スペースの不足に対する要望等も出されている状況です。

市民アンケート結果からも「多世代において活用可能な施設」が求められており、跡地の利活用においては、既存の公民館との役割の整理や相乗効果についても考慮が求められます。



結城市民情報センター



結城出張所窓口

4) 市が保有する地域資源に対する理解や郷土愛の不足

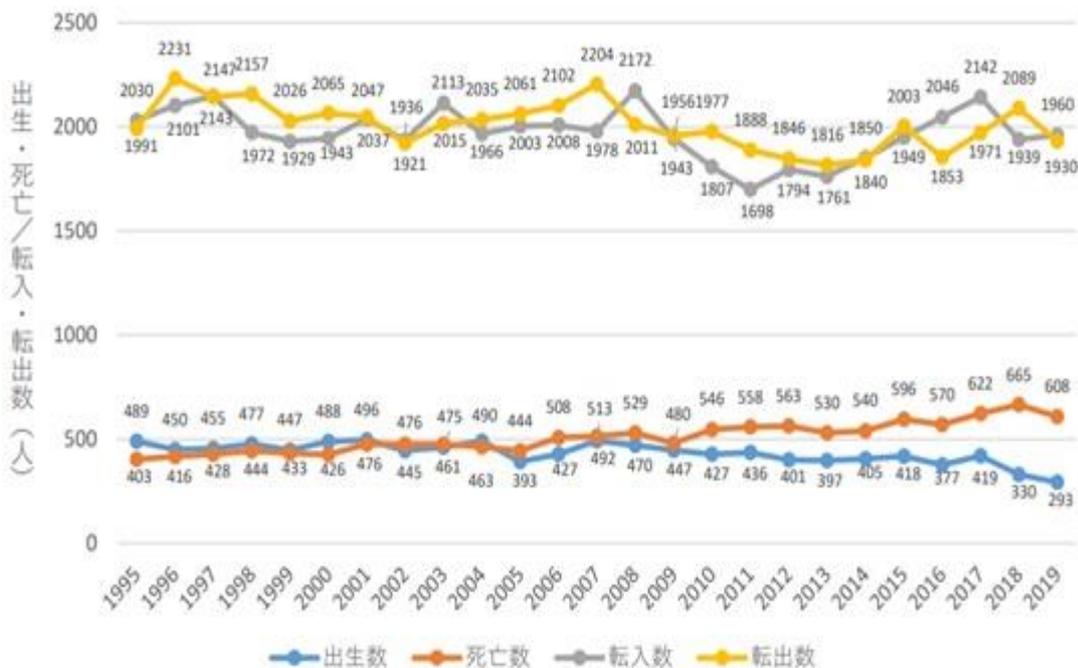
本市には前述した貴重な歴史・文化的資源のみならず、東京圏まで在来線で90分、新幹線を利用すると60分という地理的優位性や、自然豊かで落ち着いたある田園風景が共存する地域といった、多様で魅力的な地域資源を保有しています。

しかしながら、本市の平成7年から令和2年の25年間における転入・転出の状況は、トータルで954人の転出超過（出典：「統計ゆうき」）とされています。「結城市人口ビジョン2020改訂版」においては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本に、年齢15歳から64歳までの生産年齢の人口は、2040年には52%まで低下すると推測しています。

自然減少に伴う人口減に加え、特に20歳から24歳における転出数の多さが顕著であることが特徴的です。これは進学や就職に伴う影響が大きいと推測されますが、その上の年齢において転入数があまり回復しておらず、転出後の市民が十分に戻ってきていないことが社会減少の増加につながっています。

このことは、特に本市の保有する魅力的な地域資源に対する理解が不足していることも一因であると考えられ、子どもから大人まで、地域で暮らす人々に対し、「このまちで住み続けたい」と思える郷土愛の醸成が必要です。跡継ぎ不足による商店の閉店や住宅における空き家問題も生じており、元市役所本庁舎跡地の利活用においては、その解決の一助となることが期待されます。

出生・死亡数、転入・転出数の推移



出典：結城市人口ビジョン2020改訂版

第2章 検討の経緯

元市役所本庁舎跡地の利活用にあたっては、平成26年度に策定した「結城市庁舎整備基本構想」にて検討を進めていく方針が示され、庁内で組織した「市庁舎跡地利用計画検討委員会」とともに、結城市議会特別委員会による調査報告、市民アンケート調査の実施、地域住民及び関係機関や団体の代表で構成された「元市役所本庁舎跡地利用検討協議会」を設置しての協議など、庁内のみならず市民及び関係者との協働で検討作業を進めてきました。

【これまでの検討の経緯】

年月	概要
平成25年10月	市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査実施
平成27年2月	結城市庁舎整備基本構想策定
平成28年3月	結城市庁舎整備基本計画策定
平成28年3月	市議会新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会設置
平成28年9月	市庁舎跡地利用計画検討委員会設置
平成28年10月 ～12月	平成28年度市庁舎跡地利用計画検討委員会（第1回～4回）
平成29年1月	市庁舎跡地利用計画検討委員会 中間報告（第1回）
平成29年3月	市議会新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書提出
平成30年1月	政策調整員会議（議題：市庁舎跡地利用計画の検討について）
令和元年12月	市議会公共施設適正化調査特別委員会設置
令和2年8月 ～令和3年1月	令和2年度市庁舎跡地利用計画検討委員会（第1回～3回）
令和2年11月	新市庁舎開庁（旧市庁舎閉庁）
令和2年12月	市議会公共施設適正化調査特別委員会報告書提出
令和3年2月	市庁舎跡地利用計画検討委員会 中間報告（第2回）
令和3年7月 ～令和4年2月	令和3年度市庁舎跡地利用計画検討委員会（第1回～4回）
令和3年8月	旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査実施
令和4年3月	旧市庁舎跡地利用方針策定
令和4年8月	元市役所本庁舎跡地利用検討協議会設置
令和4年8月 ～11月	元市役所本庁舎跡地利用検討協議会（第1回～3回）
令和4年8月 ～令和5年1月	令和4年度市庁舎跡地利用計画検討委員会（第1回～4回）
令和5年1月	元市役所本庁舎跡地利用基本構想に関する意見書提出

1. 市庁舎跡地利用計画検討委員会（以下、検討委員会）

平成28年3月に策定された「結城市庁舎整備基本計画」に掲げた旧市庁舎跡地利用計画の方向性の調査及び検討を行うことを目的として、平成28年9月に庁内職員により組織され、持続可能で魅力あるまちづくりや市民生活の向上など様々な観点から検討を重ねてきました。

検討委員会では、元市役所本庁舎跡地が有する施設の・地域的課題等について検討を行い、その経過について、平成28年度及び令和2年度にそれぞれ中間報告を行っています。

令和3年度においては、委員会での検討に加え、市民の意見・提案を聴取するため、市民アンケート調査を実施しました。そして、これまでの検討委員会における検討結果や、市議会特別委員会による報告内容等を踏まえ、「旧市庁舎跡地利用方針」を取りまとめました。

【検討委員会での協議内容】

年月日	概要
平成28年10月7日	○平成28年度 第1回 ・市庁舎整備基本計画の中で掲げている市庁舎跡地利用計画の方向性について説明のうえ、市内の既存の公共施設との役割分担や統廃合等についても踏まえながら、跡地利用における課題と活用方法のアイデア出しを行いました。
平成28年11月9日	○平成28年度 第2回 ・市庁舎跡地利用の検討課題の一つにも挙がっていた新公民館の建設について、検討状況の説明を行うとともに、跡地に建設する施設についてのアイデア出しを継続して実施しました。
平成28年11月18日	○平成28年度 第3回 ・引き続き跡地利用について検討を行うとともに、これまでの協議結果を「中間報告」として市長に報告することとし、その試案について記載内容の確認を実施しました
平成28年12月26日	○平成28年度 第4回 ・第3回に引き続き、中間報告の記載内容について、引き続き検討・協議を進めました。この報告では、元市庁舎は既存施設を活用した複合施設とし、「歴史・郷土資料の展示」「福祉関連の機能」「集会・交流スペース」「市役所出張所機能」といった案が検討を進めている内容として報告されました。
平成29年1月25日	○第1回中間報告提出 ・検討委員会で作成した「市庁舎跡地利用計画に関する中間報告書」を市長に対し提出を行いました。

第2章 検討の経緯

平成30年 1月22日	<p>○平成29年度 第2回政策調整員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策調整員会議に場を変え、平成29年1月に市長へ提出した「中間報告書」及び同年3月に結城市議会「新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会」から提出された報告書等の内容を考慮しながら、検討を継続して行いました。これまで検討してきた本庁舎の各利用方法におけるコスト面や諸手続についても考慮が必要との認識を持つとともに、駅前の分庁舎（しるくろーど）の利活用方法も考慮し、意見交換を実施しました。
令和2年8月11日	<p>○令和2年度 第1回市庁舎跡地利用計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市本庁舎の新庁舎への移転が近づく中で、現時点での元市本庁舎及び跡地の状況を鑑みながら、これまでの検討・報告内容についての再検討を行いました。
令和2年11月13日	<p>○令和2年度 第2回市庁舎跡地利用計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元市役所本庁舎について、旧庁舎を補修した場合と除却した場合における、それぞれの費用やランニングコスト等からメリット・デメリットについて比較・検討を行い、除却を行うという委員会の方針をまとめました。
令和3年1月21日	<p>○令和2年度 第3回市庁舎跡地利用計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会の「公共施設適正化調査特別委員会」から令和2年12月に提出された報告書を参酌し、前回までの本協議会における検討結果についてまとめるとともに、今後の方針について協議を行いました。協議結果については、「市庁舎跡地利用計画検討委員会における検討結果及び今後の方針について」として、令和3年2月に2回目の中間報告を行いました。報告の中では、「第1・第2庁舎については除却」すること、「跡地利用については次年度以降も引き続き本委員会で協議していくこと」を盛り込みました。
令和3年7月1日	<p>○令和3年度 第1回市庁舎跡地利用計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地の利活用について市民の意見を取り入れながら検討していくことを目的に、市民アンケートを実施することとし、その手法や属性、設問等について検討を行いました。
令和3年10月14日	<p>○令和3年度 第2回市庁舎跡地利用計画検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討していた市民アンケートを令和3年8月に実施し、その集計結果について報告を行いました。また、年度末を目標に跡地利用活用の計画についてとりまとめていくことを確認しました。

令和3年12月27日	○令和3年度 第3回市庁舎跡地利用計画検討委員会 ・これまでの検討経緯及び委員からの意見を基に、「市庁舎跡地利用方針（案）」を作成し、資料として提示しました。内容について各委員から意見を募集し、策定を進めていくことを確認しました。
令和4年2月～3月	○令和3年度 第4回市庁舎跡地利用計画検討委員会 ・前回提示した「市庁舎跡地利用方針（案）」について各委員からの意見を反映させ、書面開催により内容の確認を行いました。
令和4年3月22日	○庁議の付議事項に提出、「旧市庁舎跡地利用方針」策定。

【市庁舎跡地利用方針】（令和4年3月策定） ※一部抜粋

4 活用方針

（1）活用にあたっての基本的な考え方

① 旧市庁舎（第1庁舎・第2庁舎）は除却する

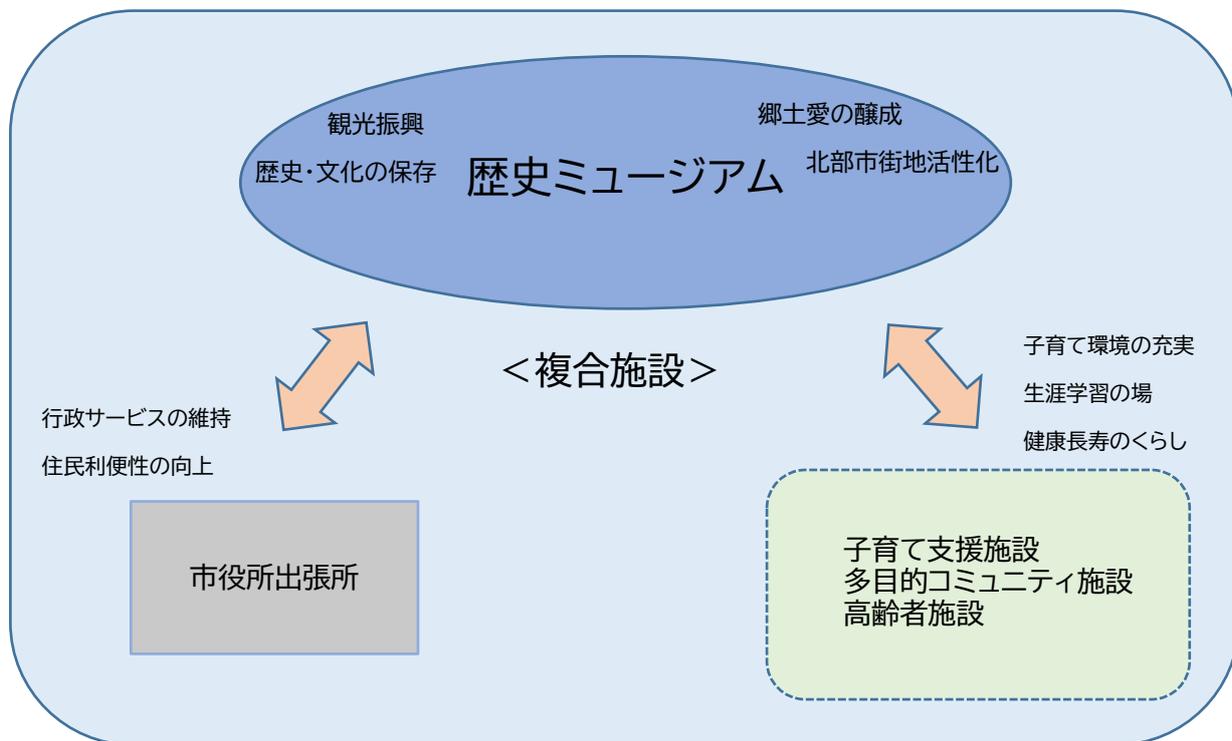
市庁舎の除却については市議会特別委員会報告書の中でも提言されており、新市庁舎への庁舎機能の完全移転によりその役割を終えているため除却とする。この旧市庁舎は残すべき歴史的建造物ではなく、その既存庁舎を改修し集客施設として利用する場合、空調設備工事や用途変更に伴う耐火工事及び耐震補強工事等に要する費用が多額となり、また、施設整備には期間を要するため、その間の維持管理費が負担となる。さらに、費用以外の面では、既存庁舎の構造にレイアウト等がある程度限定されてしまうことが挙げられる。今後のランニングコストも含め総合的に判断し、除却の後に新築した方が費用対効果が高いと考えられる。なお、西庁舎については結城出張所として使用しているため、当面、除却の対象外とするが、旧市庁舎跡地に出張所機能を持つ施設を整備することとなった場合、除却の検討対象とする。

② 複合的機能として市役所出張所や子ども・高齢者が利用できる施設を整備する

令和3年8月に実施した市民アンケート調査の結果では、「子育て支援施設」、「多目的コミュニティ施設」、「高齢者施設」、「市役所出張所」に対する市民のニーズが多かった。このうち、北部市街地における行政サービスの維持、住民利便性の向上のためには「市役所出張所」の必要性は高いと考えられるため、積極的に検討するとともに、「子育て支援施設」、「多目的コミュニティ施設」、「高齢者施設」の機能についても、いずれか、または複数の要素を取り入れた複合施設の整備を行う。

なお、これらの施設の整備については、結城市庁舎整備基本計画の中で謳われており、また、市議会特別委員会報告においても同様の内容について提言されている。

【跡地の利活用におけるイメージ】



<今後の検討について>

※旧市庁舎跡地利用方針から抜粋

- ① 歴史ミュージアムを核とした複合施設の整備を前提とする方向性を示した一方で、上山川地区で進捗中の結城廃寺跡史跡整備事業においても、歴史資料展示施設の整備が予定されていることから、それぞれの施設の目的や役割を明確にし、相乗効果が図れるよう、進捗を注視しながら検討を進めて行く。
- ② 複合的機能を選定する過程においては、同一敷地内の市公民館を含め、既存の北部市街地全体の同種施設との目的及び役割の整理を行い、相乗効果を図る。
- ③ 歴史ミュージアムの整備にあたっては蔵美術館や北部市街地に点在する神社仏閣、見世蔵等の歴史的・観光資源を相互に活用し、観光誘客促進が図られるよう配慮する。
- ④ 具体的な整備の検討にあたっては、厳しい財政状況にある中で、交付金、補助金及び地方債などを最大限に活用し、財源確保及び財政負担軽減に努める。
- ⑤ 本方針を軸とし、基本構想の策定に向け、庁内においては委員会における検討を引き続き進めて行くとともに、外部有識者・関係者等による検討協議会を設置し、より具体的な活用方法について検討を行う。

2. 結城市議会での対応

(1) 新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会

当該委員会は新庁舎建設の整備及び元市役所本庁舎跡地などの課題に対し、具体的な解決案を検討することにあわせて、市民の代表として将来のまちづくりを見据え、深く議論を重ねることを目的として平成28年3月23日に全議員により組織・設置されたものです。跡地利用計画に関する調査研究の結果について、平成29年3月に報告が行われました。

【調査研究の経過】

年月日	概要
平成28年4月21日	第1回特別委員会 ・現庁舎跡地利用計画に関する説明を受ける ・今後のスケジュールについて検討
平成28年5月26日	第2回特別委員会 ※先進地視察 ・稲敷市役所、坂東市役所を視察 (新庁舎建設、跡地利用、庁舎内施設について見学)
平成28年7月20日	第3回特別委員会 ・新庁舎建設に関した事業手法や駐車場等について検討
平成28年8月22日	第4回特別委員会 ・新庁舎における議場施設等の検討 ・今後のスケジュールの再協議
平成28年10月24日	第5回特別委員会 ・新庁舎建設に係る議場施設等(案)の審議 ・跡地利用(各既存施設利用)の方向性、北部分館を含めた公民館建設について協議
平成28年11月21日	第6回特別委員会 ・新庁舎建設に係る中間報告書(案)の検討
平成28年12月7日	第7回特別委員会 ・現庁舎跡地利用の具体的な活用案について検討 ・駅前分庁舎跡地利用の具体的な活用案について検討
平成29年1月23日	第8回特別委員会 ・新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書(案)について審議
平成29年2月17日	第9回特別委員会 ・新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書(案)について審議、決定

【新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書】

(平成 29 年 3 月報告) ※一部抜粋

(1) 現庁舎跡地に新公民館を建設し、現庁舎については、これを核として、公民館との相乗効果が期待でき、北部市街地の活性化に寄与する活用方法を検討すること。

1) 現庁舎に配置を検討すべき組織・機能等

・福祉部門

社会福祉協議会事務所 シルバー人材センター事務所 等

・地域コミュニティ

集会室（市民が集える場所）※新公民館との相乗効果

・歴史・観光

歴史・郷土資料の展示スペース

・地場産業

地場産業展示スペース

・出張所

出張所機能の配置

上記の組織・機能を現第一庁舎を中心に配置することを検討すること。

また、管理については、施設全体を一体的に管理する方法を検討すること。

(2) 公共施設適正化調査特別委員会

当該委員会は、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化社会に対応するために、結城市が所有する公共施設の将来を見据え、持続可能なまちづくりを推進し、公共施設の適正化等を調査研究することを目的として令和元年 12 月 17 日に全議員により組織・設置されたものです。調査研究の結果は、令和 2 年 12 月に報告が行われました。

【調査研究の経過】

年月日	概要
令和元年 12 月 17 日	第 1 回特別委員会 ・正副委員長の互選
令和 2 年 2 月 20 日	第 2 回特別委員会 ・結城市公共施設等総合管理計画についての説明を受ける ・ワーキングチームの設置について決定（4 名） ・今後のスケジュールについて協議
令和 2 年 3 月 11 日	第 1 回ワーキングチーム会議 ・特別委員会の今後の進め方について協議
令和 2 年 4 月 22 日	第 3 回特別委員会 ・結城市人口ビジョン 2020 及び結城市まち・ひと・しごと

	創生総合戦略 2020 について説明を受ける ・各常任委員会単位でのグループワークの実施を決定
令和2年 5月～6月	各グループにおいて現地調査を実施（全4グループが市内公共施設を視察調査）
令和2年 7月22日	第4回特別委員会 ・各グループワークにおける報告 ・今後の進め方について検討（全委員による調査研究）
令和2年 8月21日	第5回特別委員会 ・結城市役所現庁舎について説明を受け、今後について協議を実施 ・今後の進め方について検討（インフラについて全委員で調査研究）
令和2年 9月11日	第6回特別委員会 ・道路、橋梁、上下水道のインフラについて説明を受ける ・学校プールの現状について説明、事例紹介を受ける ・結城小学校プールの現地調査を実施
令和2年 10月13日	第2回ワーキングチーム会議 ・公共施設適正化調査特別委員会報告書（案）の審議 ・特別委員会の今後の進め方について検討
令和2年 10月21日	第7回特別委員会 ・公共施設適正化調査特別委員会報告書（案）の審議
令和2年 11月 9日	第3回ワーキングチーム会議 ・公共施設適正化調査特別委員会報告書（案）の審議
令和2年 12月 3日	第8回特別委員会 ・公共施設適正化調査特別委員会報告書（案）について審議、決定

【公共施設適正化調査特別委員会報告書】 （令和2年 12月報告） ※一部抜粋

5) 行政系施設

「新設する場合は、同等の面積以上の施設を削減する」という市の方針からすると新庁舎が建設されたことにより、本庁舎、付属庁舎、駅前分庁舎は削減の対象となることを踏まえ、第一・第二庁舎、付属庁舎の現在の建物は役割を終えたのち、速やかに除却されたい。また、駅前分庁舎からは完全に撤退し、分庁舎としての機能を廃止し維持管理経費の抑制を図られたい。

3. 市民アンケートの実施

元市役所本庁舎跡地の利活用を検討していくうえで、市民における意見・意向を把握することを目的として、下記のとおり実施したものです。

○調査方法

- ・市内全域を調査区域として、令和3年7月1日時点で結城市に住民登録のある16歳以上の市民を対象に郵送にて実施。
- ・母集団：50,939人 標本数：2,000票（無作為抽出）
- ・調査機関：令和3年8月1日～令和3年8月31日

○回収状況

- ・有効回収数：821票 有効回答率：41.1%

○アンケート結果の概要

回答率が40%を超えており、回答者の居住地から見ても偏りが少ないことから、市全体における市民の意見を凡そ把握できる結果であると考えられます。

回答の内容をみると、市庁舎跡地の活用についての考え方は様々であることが分かります。「問5 跡地の活用方法」についての回答では、「子育てに関する支援が受けられる施設」が42.6%と最も多い結果でしたが、それ以外の回答についても幅広く分布する結果でした。

また、問6の「自由意見」についても、「市民の誰もが利用できる施設」に関する回答が最も多く、「複合施設」といった回答も同様に多い結果となりました。

このような結果を考慮すると、施設を検討する際には単一の目的・機能を有する施設ではなく、複数の目的・機能を内包した複合施設としての活用を検討すべきと考えられます。

【地区別回収率】

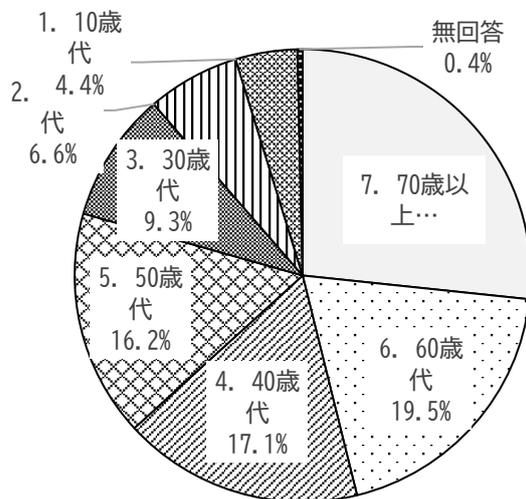
区 分	配布数	回収数	回収率
結城小学校地区	654	266	40.7%
城南小学校地区	326	133	40.8%
結城西小学校地区	393	166	42.2%
城西小学校地区	178	71	39.9%
絹川小学校地区	103	52	50.5%
上山川小学校地区	83	31	37.3%
山川小学校地区	101	40	39.6%
江川北小学校地区	102	38	37.3%
江川南小学校地区	60	21	35.0%
無回答	-	3	-
総計(市全体)	2,000	821	41.1%

○回答者の属性

【年齢別】

回答者の年齢は、「70歳以上」が26.7%、次いで「60歳代」が19.5%、「40歳代」が17.1%であり、年齢層が高いほど、回答率も高くなる傾向が見られた。

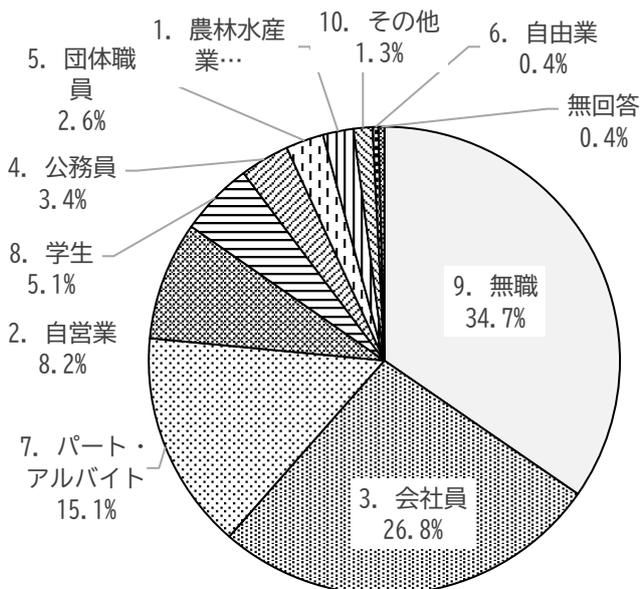
選択項目	人数	構成比
1 10歳代	36	4.4%
2 20歳代	54	6.6%
3 30歳代	76	9.3%
4 40歳代	140	17.1%
5 50歳代	133	16.2%
6 60歳代	160	19.5%
7 70歳以上	219	26.7%
無回答	3	0.4%
合計	821	100.0%



【職業別】

回答者の職業は、「無職」が34.7%、次いで「会社員」が26.8%、「パート・アルバイト」が15.1%、「自営業」が8.2%であった。

選択項目	人数	構成比
1 農林水産業	17	2.1%
2 自営業	67	8.2%
3 会社員	220	26.8%
4 公務員	28	3.4%
5 団体職員	21	2.6%
6 自由業	3	0.4%
7 パート・アルバイト	124	15.1%
8 学生	42	5.1%
9 無職	285	34.7%
10 その他	11	1.3%
無回答	3	0.4%
合計	821	100.0%

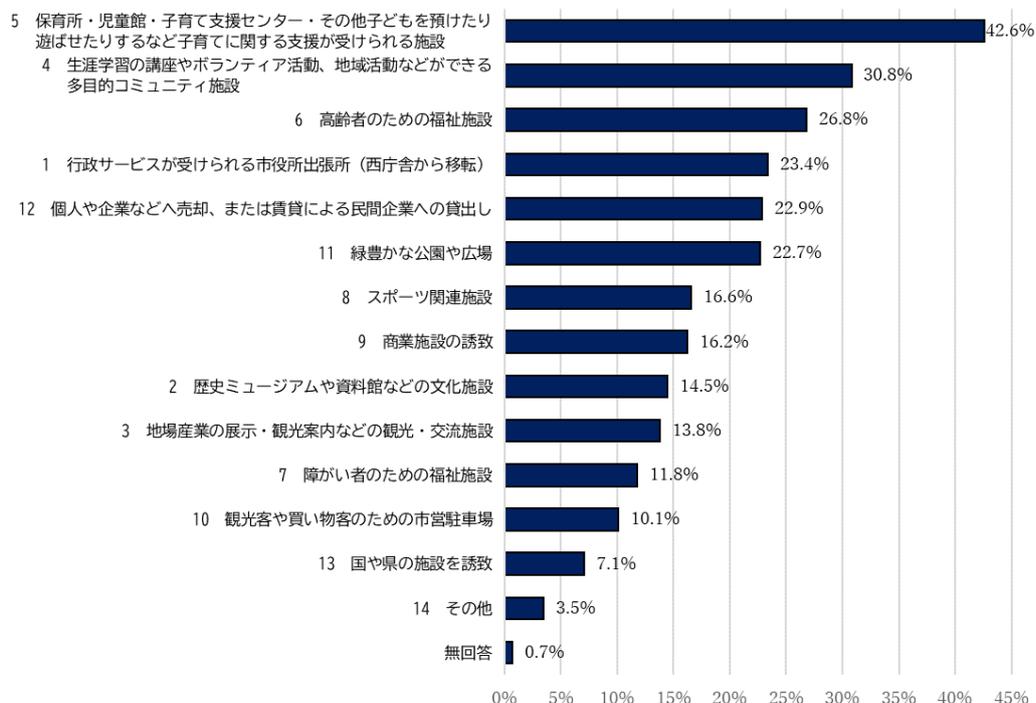


第2章 検討の経緯

【問5 旧市庁舎跡地に臨む活用方法】

旧市庁舎跡地に望む活用方法は、「保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設」が 42.6%と最も多く、次いで「生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設」が 30.8%、「高齢者のための福祉施設」が 26.8%、「行政サービスが受けられる市役所出張所（西庁舎から移転）」が 23.4%とという結果となった。

選択項目	人数	構成比
1 行政サービスが受けられる市役所出張所（西庁舎から移転）	192	23.4%
2 歴史ミュージアムや資料館などの文化施設	119	14.5%
3 地場産業の展示・観光案内などの観光・交流施設	113	13.8%
4 生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	253	30.8%
5 保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	350	42.6%
6 高齢者のための福祉施設	220	26.8%
7 障がい者のための福祉施設	97	11.8%
8 スポーツ関連施設	136	16.6%
9 商業施設の誘致	133	16.2%
10 観光客や買い物客のための市営駐車場	83	10.1%
11 緑豊かな公園や広場	186	22.7%
12 個人や企業などへ売却、または賃貸による民間企業への貸出し	188	22.9%
13 国や県の施設を誘致	58	7.1%
14 その他	29	3.5%
無回答	6	0.7%
合計	2163	
回答者数	821	



【問6 自由意見】

旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査のご意見についてはアンケートの回答者数821票のうち、339票（41.3%）の意見が寄せられた。そのうち、市庁舎跡地に関する意見は以下のとおりであった。

旧市庁舎跡地の活用に関する主な意見	票数
市民の誰もが利用できる施設を作る	20票
高齢者のためのスポーツ・コミュニティ・福祉関連施設を作る	18票
子ども・子育てのための施設を作る	18票
商業施設を作る	16票
財政負担を極力少なくする活用を図る	16票
子どもが遊べる屋内施設を作る	15票
市民生活のための活用を図る	15票
スポーツ施設を作る	14票
公園・広場を作る	14票
複合施設を作る	14票
売却する	14票
歴史ミュージアム・資料館を作る	12票
人が集まり市の活性化につながる活用を図る	12票
施設は不要	12票
民間企業の活用を図る	11票
若い世代が集まるような活用を図る	11票
多目的コミュニティ施設を作る	10票
駐車場を作る	7票
子ども・若者・高齢者の交流が図れる施設を作る	7票
市営住宅を作る	6票
観光施設を作る	6票
市役所出張所を作る	5票
除却せずに残す	4票
医療施設を作る	3票
障がい者のためのコミュニティ・福祉関連施設を作る	3票
町並みを活かした活用を図る	3票
健康増進センターを移転する	2票
避難所を作る	2票
地場産業展示施設を作る	2票
環境に配慮した活用を図る	2票
その他	14票
合計	308票

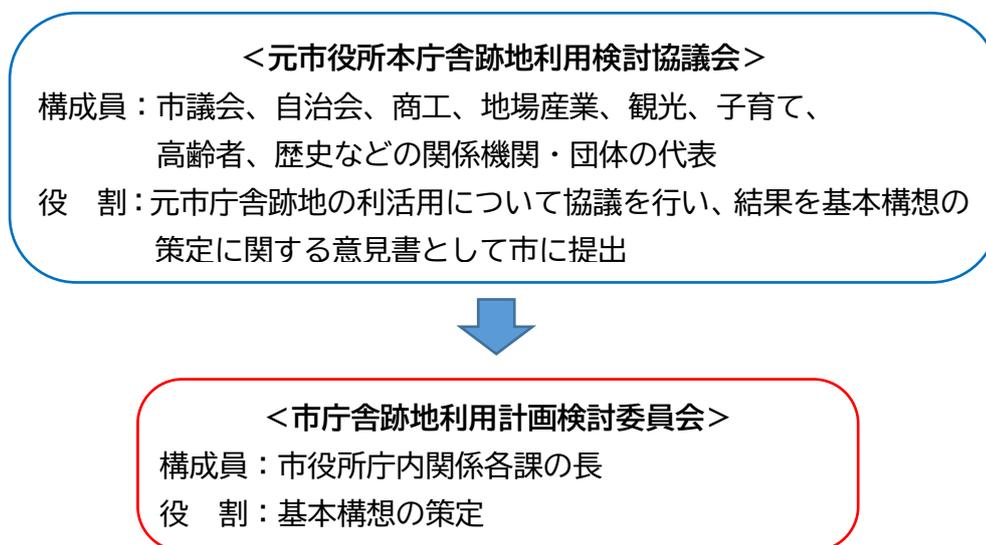
（いずれも「旧市庁舎跡地に関する 市民アンケート調査報告書」より抜粋）

4. 元市役所本庁舎跡地利用検討協議会（以下、検討協議会）

庁内職員で組織した検討委員会では、これまでの検討の結果や市議会特別委員会における報告、市民アンケートの結果等を踏まえ、令和3年度に「旧市庁舎跡地利用方針」を策定しましたが、次の段階として「元市役所本庁舎跡地利用基本構想（以下、基本構想）」を策定するにあたり、より広く地域住民や関係する機関・団体の意見を求めることを目的として、本協議会を令和4年8月に設置しました。

元市役所本庁舎の周辺地域における自治会の代表、市議会総務委員長及び北部市街地選出議員、商工、地場産業、観光、子育て、高齢者、歴史関係といった各分野に関係する団体・機関から選出された計15人の委員により組織され、跡地の利活用について協議を行った結果を、市が策定する基本構想に関する「意見書」として作成し、市へ提出することを目的に協議を行いました。

【検討協議会と検討委員会の関係性】



【検討委員会での協議内容】

年月日	概要
令和4年8月29日	第1回元市役所本庁舎跡地利用検討協議会 議事1：協議会設置の目的とスケジュールについて 議事2：これまでの検討の経緯と現状について ・検討委員会での検討状況や元市役所本庁舎跡地の活用方針の確認、検討協議会の役割と位置付け、今後のスケジュール及び元市役所本庁舎周辺の状況について確認・検討を行い、どのような機能を持った施設が必要になるのかアイデア出しを行いました。 ・次回の検討協議会に向けて、全国の有効な事例を整理することとなりました。

<p>令和4年9月29日</p>	<p>第2回元市役所本庁舎跡地利用検討協議会 議事1：第1回検討協議会の協議結果について 議事2：施設の事例紹介について 議事3：意見交換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体における歴史ミュージアムや博物館、複合施設等について事例研究を行い、各施設のコンセプトやピックアップ機能などについて理解を深めました。その後の意見交換の中では、デジタルコンテンツの活用や体験型機能、市の歴史を学べる機能、子どもから高齢者が集える機能などの必要性について意見が出されました。
<p>令和4年11月21日</p>	<p>第3回元市役所本庁舎跡地利用検討協議会 議事1：第2回検討協議会の協議結果について 議事2：元市役所本庁舎跡地利用に関する意見書（案）について 議事3：意見交換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回及び第2回の協議会内で挙げられた意見を分野別・内容別に集約し、市による基本構想の策定に関する意見書として作成を行いました。
<p>令和5年1月12日</p>	<p>「元市役所本庁舎跡地利用基本構想に関する意見書」を市長へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討協議会で作成した上記意見書を、協議会会長及び代理者から市長に提出しました。



検討協議会の様子



基本構想に関する意見書の提出

【元市役所本庁舎跡地利用基本構想の策定に関する意見書】

令和5年1月12日

結城市長 小林 栄 様

元市役所本庁舎跡地利用検討協議会
会長 石嶋 雅 司

元市役所本庁舎跡地利用基本構想の策定について（意見）

令和4年3月に市が作成した旧市庁舎跡地利用方針を踏まえ、元市役所本庁舎跡地利用基本構想の策定について本協議会で慎重に審議した結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

- 1 歴史ミュージアムを核として、市役所出張所としての機能や、子どもから高齢者まで多世代に渡り活用でき、集える多目的スペース等の要素を備えた、既存の公民館等との相乗効果を図れる複合施設を目指すこと
- 2 歴史ミュージアムは歴史的資源の展示に留まらず、デジタル技術等を活用した文化財展示の手法や、来館者が体験を通して地域の歴史や文化に触れられるような機能も目指すこと
- 3 市外からの観光客も立寄れるような要素を備えることで、観光の拠点として外部からの人流を呼び込み、北部市街地の活性化に寄与できる施設を目指すこと
- 4 来館を通して子どもから大人までが地域の歴史について学び、郷土愛を高める機会を得るとともに、市外に対しても本市の魅力ある歴史や伝統文化を発信できる施設を目指すこと
- 5 施設の建設にあたっては、都市計画道路3・4・18号線との相乗効果や、複合施設としての機能における既存施設との住み分けや合理化を図り、民間活力の活用を行うとともに、将来の過剰な財政負担が生じないように十分留意し、可能な限り費用の圧縮を図ることで、市の財政負担の軽減を目指すこと

第3章 元市役所本庁舎跡地利用基本構想

1. 基本構想の目的

元市役所本庁舎跡地は、観光資源である見世蔵を構えた商店や多くの神社仏閣が立ち並び、歴史ある街並みが数多く残る北部市街地の北東部に位置しています。これは市の貴重な財産であり、また市役所本庁舎の移転や商店における後継者不足問題、地域における少子高齢化等により、以前のような活気が失われつつある北部市街地にとって、新たに人流を呼び込み、魅力ある地域づくりを行っていくための重要な拠点として期待される場所でもあります。

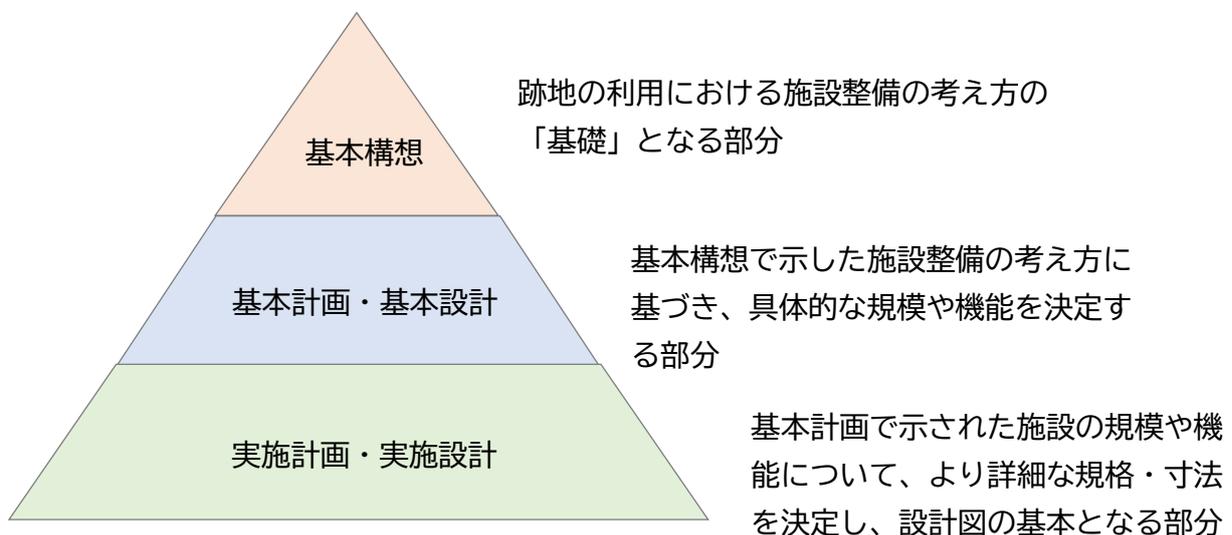
このようなことを踏まえ、元市役所本庁舎跡地の利活用に関しては、北部市街地の活性化に寄与し、地域住民のニーズに応えられる方法について、前章で取り上げたとおり、市役所庁内・外、また市議会等のそれぞれの立場において、長期にわたり慎重に検討が進められてきました。

本基本構想は、これまでの各所における検討の結果を考慮したうえで、元市役所本庁舎跡地を活用するにあたり求められるべき機能や役割を明らかにし、その利活用についての本市の基本的な考え方を示すものとして策定しました。

2. 基本構想の役割と推進のための計画

基本構想は、元市役所本庁舎跡地利用に向けた施設整備の考え方の骨格となるものです。跡地利用の考え方において最上位の部分であるとともに、市と市民が共有し、地域全体で実現すべき目標ともいえるものです。結城市は、この基本構想を元市役所本庁舎跡地利用の基本的かつ総合的な指針とします。

【計画の体系図】



3. 元市役所本庁舎跡地活用における基本理念

元市役所本庁舎跡地の活用にあたっては、庁内の検討委員会で策定した「旧市庁舎跡地利用方針」及び検討協議会からの「意見書」や市議会での報告書でも提言されているとおり、立地している北部市街地において新たな人流を呼び込み、地域の活性化に寄与する中核的な施設を設置することが必要です。

これは本市が第6次総合計画内で掲げる将来都市像『みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城』の実現につながるものであるため、この将来都市像に跡地活用における基本理念をあてはめ、本基本構想の基本理念とします。

跡地活用における基本理念

「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」

「みんなの想い」とは・・・

☞ 子どもから高齢者、障害者、外国人など、多様な市民一人ひとりにとって活用できる場

「未来へつなぐ」とは・・・

☞ 市民が誇れる本市の歴史や伝統をつむぎ、次代に継承しつつ、人口減少社会の中にあっても明るい未来を切り拓き、10年後も輝き続ける結城へとつながる場

「活力あふれ文化が薫るまち」とは・・・

☞ 伝統的な文化や産業が連携し、時代に即した対応を行いながら、北部市街地を中心としたまちのにぎわいを創出するとともに、市民の郷土への愛着や誇りを育むことができる場

4. 基本目標（元市役所本庁舎跡地に求められる役割）

前項に示した基本理念を軸に、第1章の市庁舎跡地及び北部市街地を中心とした周辺地域における現況と課題や、今般の情報技術の発達、人々の価値観の多様化といった社会状況を踏まえながら、元市役所本庁舎跡地の活用に必要な役割を「基本目標」として以下の4つに整理します。

1) 本市の伝統ある歴史・文化の展示と保存

本市には古代奈良時代から中世にかけての寺院跡である「結城廃寺跡」といった国指定の史跡や、鎌倉時代から18代にわたり続く結城家、江戸時代には山川水野家、結城水野家などの名族・名家をはじめとした豊かな歴史があります。また、ユネスコ無形文化遺産にも登録される結城紬を代表とする伝統的な文化も、現代へ数多く引き継がれています。

そのような歴史・文化にまつわる貴重な文化財や資料が市内には多数現存しており、火災や自然災害等の影響により意図せず失われることを防ぐためにも、適切に保存・保管が可能で、また展示することにより外部に対し情報を発信することができる場が必要です。

2) 地域住民における郷土愛や学習の機会の醸成

本市には外部に誇れる豊かな歴史・文化がありますが、市民がそれを知り、触れる機会は十分とは言えません。北部市街地に数多く残る歴史的建造物の街並みも、本市における貴重な財産であり、観光資源でもあります。暮らす人々にとってはそのような認識は決して高いとは言えず、日々失われつつある状況に置かれています。

このような点からも、市民がこの地における素晴らしい歴史・文化に触れ、その魅力と重要性について再発見する機会を創出する場が必要です。また、小・中学校を中心とした歴史・文化についての学習の場として活用することで、これからの未来を担う子どもたちにとって、郷土愛を育むことができる場としての役割も重要であると考えます。

3) 子どもから高齢者までが活用できる、人々の憩いの場の創出

令和3年度に実施した市民アンケートの結果にもあるように、元市役所本庁舎跡地の利活用にあたっては、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に集まり、利用できる機能をもった活用が求められています。

地域住民にとって気軽に立ち寄ることができ、個人・団体を問わず様々な目的で活用できる機能や、世代を問わず人々の交流を生み出すことができる場としての役割が求められます。

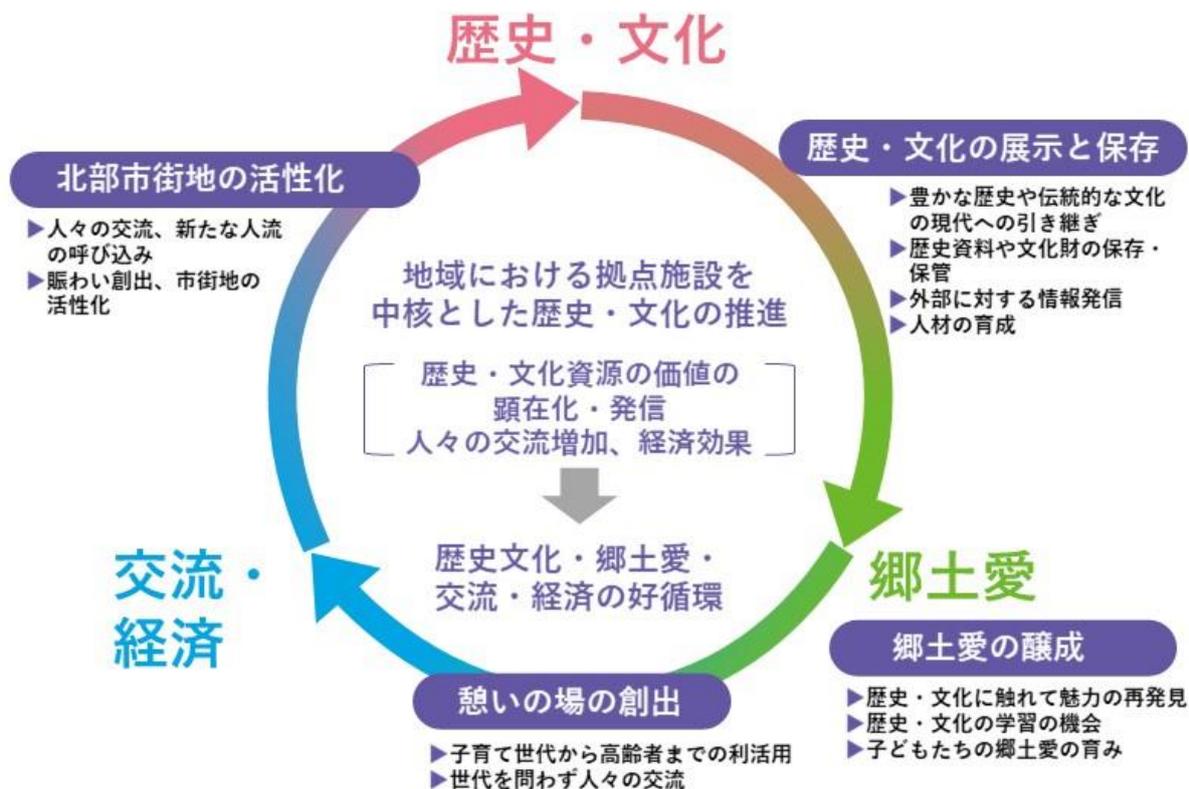
4) 北部市街地への新たな人流とにぎわいの創出

かつて、元市役所本庁舎跡地は、人々の流れを生み出し、北部市街地に立ち寄るきっかけを創出していましたが、南部市街地への本庁舎移転により人流が変化し、行き交う人々が減少しています。

また、古くからの風情ある商店街においても、後継者不足や人口減少、大型量販店の出店などの影響によりシャッターを閉める店舗も多く、かつてのような賑わいが失われています。

このような北部市街地の状況に対し、跡地の利活用においては、その立地条件と当該地域にはない敷地面積の大きさからも、新たな人流を呼び込むきっかけとなり、活性化に寄与するような役割が求められています。

跡地に求められる役割のイメージ



5. 施設整備の方向性

「基本目標」で示した施設に求められる役割を踏まえ、跡地に設置する施設の整備の方向性について、以下の2点に整理します。

(1) 本市が有する歴史・文化的資産を保存・展示する「歴史ミュージアム」を核とし、市役所出張所としての機能や、多世代に渡り活用できる多目的スペース等の要素を備えた複合施設の整備

○歴史ミュージアムによる伝統的かつ貴重な歴史・文化に関する資料の維持・伝承が可能な施設

- ・ 貴重な歴史・文化資料の安全かつ適切な保管・展示を可能とする設備
 - ☞ 資料の保存を可能とする空調等の完備や、火災に対応する耐火・防火設備、地震等の自然災害に備えた耐震・免振構造等の機能を備えた施設として整備
- ・ 資料の展示だけではなく、デジタル技術等を活用した展示手法を整備
 - ☞ デジタル復元による展示やタブレット等の情報媒体を活用した解説等を設置
- ・ 結城紬をはじめとした着物や結城家に由来する鎧などの着付体験や、ワークショップの展開など、体験型の機能を保有
 - ☞ 様々な年代において自身の体験を通して楽しみながら参加できる機能を設置

○子どもから高齢者まで、多世代が活用できるスペースを備えた施設

- ・ 子どもから大人まで世代を問わず、様々な用途・目的に合わせて使用可能な多目的スペースの設置
 - ☞ 公民館的活用、イベントやマルシェ等の開催、安全な子どもたちの遊び場など多様なニーズに応えられる施設として整備
 - ☞ 来場者の誰もが利用できるように、ユニバーサルデザインやバリアフリー設備等について配慮した施設整備

○市民の利便性を考慮した市役所出張所機能の内包

- ・ 市民の利便性に配慮した、市役所出張所の設置
 - ☞ 証明書発行などの行政サービスの機能を備えた施設整備

○本市の魅力ある歴史・文化等について学習し、郷土愛を育む場

- ・ 本市の歴史や伝統文化等について学び、本市の魅力を再発見するコンテンツ
 - ☞ 年齢・言語別解説の設置や、学びのきっかけとなる展示手法などを保有した施設
- ・ 小中学校等における学習の場として多様に活用できる設備や機能
 - ☞ 学習支援展示やパンフレット等の作成、関連資料の貸出展示など

(2) 北部市街地における観光の拠点となり、市内外に向けて情報発信を行うとともに、北部市街地の活性化に寄与する施設の整備

○北部市街地の観光拠点となる施設

- ・市内に点在する観光資源を「線」でつなぎ、観光エリアとして「面」を構成する観光拠点として整備
 - ☞ 北部市街地の北東部に所在する結城城跡、中央部から駅前に向けて南方へ広がる商店街、街なかに多数点在する神社仏閣や見世蔵などをつなぎ、「観光・散策エリア」を構築することで、外部からの集客及び市内滞在を実現
 - ☞ 街なかで開催されるイベントとの連携により、観光誘客に対する相乗効果を発揮（想定されるイベント…夏祭り、きもの day 結城、結いのおと、桐箱朝市、など）
- ・市内外の人々が市街地散策の際に気軽に立ち寄れる施設
 - ☞ フリーの休憩スペースやミュージアムショップ、マルシェ、カフェ等の設置

○市内外に向けた情報発信機能を担う施設

- ・歴史や文化をはじめとした情報発信の役割
 - ☞ 施設内の展示のみならず、SNSをはじめとする多様な媒体を活かした積極的な情報発信を実施し、本市の持つ魅力の周知や知名度の向上を図る

○地域に寄り添い活性化へとつなげる場としての施設

- ・地域住民や来館者にとっての憩いと交流の場を創出する機能
 - ☞ 施設敷地内の歩道や憩いの場となるスペース等を整備し、地域に住まう人々の日々の憩いの場や、来館者との交流が生まれる機会の一助を担う
- ・地域住民にとって安全・安心へとつながる施設
 - ☞ 公共的施設を設置することにより生まれる、防犯機能や地域に対する見守り機能による安全・安心な生活空間の構築に寄与
- ・歴史的景観を保持した北部市街地の街並みにおけるシンボリック施設
 - ☞ 外観を街並みとの統一を図ることにより、景観の整備と北部市街地における拠点として整備

【他自治体による施設の先進事例】

加賀友禅会館（石川県金沢市）【無料スペース、体験コーナー】

■施設コンセプト

加賀友禅の拠点としてより多くの人々に気軽に親しんでいただく空間。
 手作り体験コーナーをはじめ、特別展示室、新作加賀友禅の展示や多目的ホール、友禅小物の販売など、色鮮やかな五彩の世界を提供する。

■ピックアップ施設・機能

- ・伝統工芸品加賀友禅の展示・体験施設であり、加賀友禅の着物や加賀友禅工程パネルなどが展示されているほか、加賀友禅作家による彩色工程の実演も見学できる。
- ・また、加賀友禅の着用やハンカチ染など様々な体験コーナーが設けられている。

< 1階（有料） >

- ・特別展示室、資料・工程の展示など加賀友禅と身近にふれあえる空間

< 地階（無料） >

- ・手作り体験コーナー、即売コーナー、無料休憩所を整備

< 2～3階（貸しホール） >

- ・作品の発表、展示会の開催など多目的に利用可能



展示コーナー



特別展示



手作り体験



販売コーナー



貸しホール



研修スペース

出典：加賀友禅会館 <<http://www.kagayuzen.or.jp/hall/>>

須賀川市民交流センター「tette」（福島県須賀川市）【映像及び体験型コンテンツ】

■施設コンセプト

- ～人を結び、まちをつなぎ、情報を発信する場の創造～
- ・だれもが気軽に集い、語り合える人と人との出会い・交流の場(交流の拠点)
 - ・様々な情報を知ることができ、ともに学び、育てあう場(知と学びの拠点)
 - ・まちの歴史、文化、観光、市民活動などの情報を発信する場(情報発信の拠点)
 - ・まちの魅力、資源を再発見する場(気づきの拠点)
 - ・まちを元気にする活動を支援する場(市民活動支援の拠点)
 - ・まちの新しい魅力、須賀川らしさを創り出す場(魅力創造の拠点)

■ピックアップ施設・機能

<映像コンテンツ>

- ・特別映像「～夢の挑戦 ゴジラ須賀川に現る～」が上映。ゴジラが須賀川に現れるという夢の光景や、現代の「円谷組」ともいえる豪華スタッフ達による特撮、その技術を紐解く解説など、ここでしか観られない特別な映像

<体験型コンテンツ>

- ・体験型コンテンツ「クラフトかいじゅうだいこうしん」では、パーツの組み合わせにより自分だけのオリジナル怪獣を創作



出典：須賀川市民交流センター「tette」 <<https://s-tette.jp/>>

沖縄県立博物館・美術館（沖縄県）【ふれあい体験】

■施設コンセプト

博物館と美術館が併設された全国でも珍しい施設。博物館では、地学・生物・人類・考古・民俗・歴史・美術工芸の各分野の資料を展示しているほか、関連イベントも開催。美術館では沖縄の風土に育まれた、油画・水彩画・彫刻・版画・写真・映像等、近現代美術を中心に作品を展示。沖縄の城（グスク）をイメージしてデザインされた当施設では、沖縄の自然、歴史、文化、芸術を一度に鑑賞することができ、知性と感性に響く、豊かな体験が味わえる。

■ピックアップ施設・機能

<ふれあい体験室：聞いて・見て・触って、体験しよう！>

・ハンズオン展示資料である体験キットを自由に使って「触れる・見る・聞く」などの五感を働かせた遊びの中から、沖縄の「自然のしくみ」や「先人の知恵」を発見し、学ぶことができる部屋。各キットは、サンゴ礁をすみかとする生き物たちの共生や、グスクの石積みの技術、また沖縄の島コトバや民具、玩具など常設展示の内容とリンクしており、子どもたちに展示の内容について興味をもってもらう糸口となるよう構成されている

<「多言語体験キット紹介 AR アプリ」で体験をサポート>

・ふれあい体験室に設置されている 37 の体験キットのマークにスマートフォンやタブレットをかざすことで、それぞれの展示について使い方を案内



画面に体験キットのマークを写しだそう



体験キットの名前が表示されます



使い方の案内を見ながら体験してみよう

沖縄県立博物館・美術館「おきみゅー」 <<https://okimu.jp/>>

大和市文化創造拠点シリウス（神奈川県大和市）【子ども広場・子育てスペース】

■施設コンセプト

大和市文化創造拠点は、子供から大人まで多くのみなさまに、芸術文化や生涯学習の素晴らしさ、新しい知識・人々との心弾む出会いをお届けし、みなさまの心に一体感を生み出す場として誕生。中核を成すのは、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場。4つの施設はそれぞれの個性の融合により更なるエネルギーを生み出し、未来につながる創造力を育むとともに、芸術文化活動の道標となり、日々進化を遂げていく。

■ピックアップ施設・機能

<ちびっこ広場>

- ・ 2歳までの乳幼児を対象としたあそびの広場。年齢にあわせた遊具を使って親子で楽しめる

<げんきっこ広場>

- ・ 3歳～小学2年生までを対象とした親子のあそびの広場。専門のスタッフが様々なあそびを提案

<多目的室>

- ・ やまと芸術文化ホール、生涯学習センターを利用して催される託児付イベント等に利用



ちびっこ広場



げんきっこ広場



げんきっこ広場



多目的室

出典：大和市文化創造拠点シリウス <<https://www.yamato-bunka.jp/>>

オーガルプラザ（岩手県紫波郡紫波町）【マルシェ】

■ピックアップ施設・機能

- ・複合施設の中に、買物ができる場や宿泊施設を整備



出典：オガルプロジェクト <<https://ogal.info/>>

武蔵野プレイス（東京都武蔵野市）【ワーキングスペース】

■ピックアップ施設・機能

- ・複合施設の中に、ワーキングスペースやスタジオを整備



出典：武蔵野プレイス <<https://www.musashino.or.jp/place/>>

新城市立作手小学校・つくで交流館（愛知県新城市）【中庭デッキ】

■ピックアップ施設・機能

- ・複合施設の中に、中庭などのスペースに芝生を整備

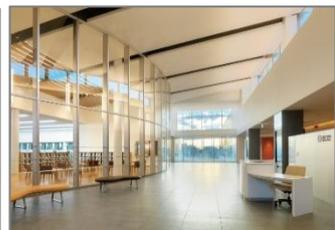


出典：つくで交流館 <<https://www.city.shinshiro.lg.jp/>>（新城市ホームページ）

東根市公益文化施設まなびあテラス（山形県東根市）【カフェ】

■ピックアップ施設・機能

- ・複合施設の中に、カフェを整備



出典：東根市公益文化施設まなびあテラス <<https://www.manabiaterace.jp/>>

第4章 今後の進め方

1. 今後の作業について

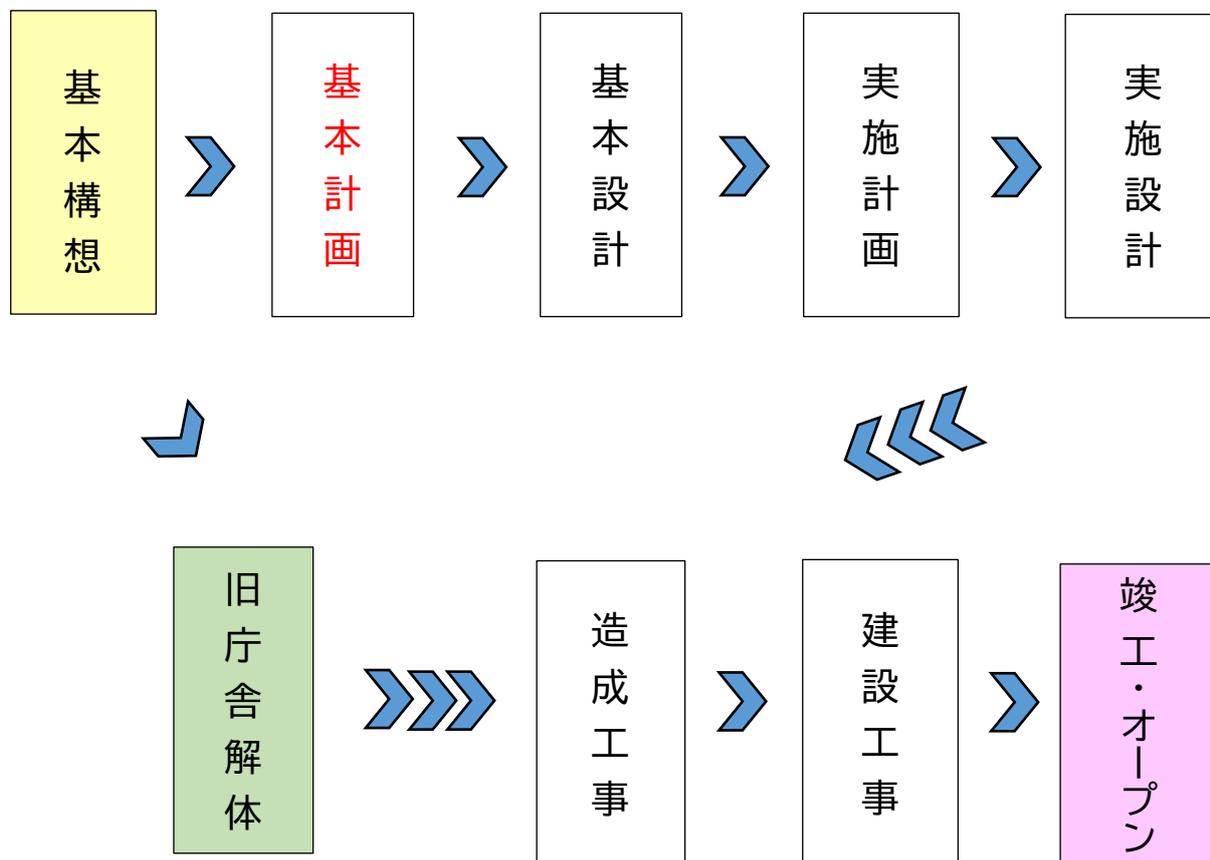
今後は、基本構想の具体化に向け、市内に現存する歴史的・文化的資産の調査を進めるとともに、基本計画の策定へ向けて検討を進めます。基本計画の中では、施設の規模や概算事業費、包含すべき機能等を示す予定です。

なお、各作業の着手時期につきましては、作業内容や事業財源の確保等により変動するため、本構想内においては未記載とし、次の段階である「基本計画」内において明示することとします。

2. 施設整備の実施時期について

跡地に現存している元市役所本庁舎及び付属施設等については、市議会特別委員会からの報告や庁内委員会にて策定した跡地利用基本方針でも示しているとおり、施設の維持管理費や現存する建物の安全性等を考慮し、速やかに除却できるよう進めていきます。

施設建設に向けた作業スケジュール等については、本市で実施中の他の事業や財政状況を注視し、将来に向けて過度な負担が生じないように十分に配慮しながら、適切な時期を判断していきます。



参考資料

1. 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置要項

市庁舎跡地利用計画検討委員会設置要項

(設置)

第1条 結城市庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げた現庁舎跡地利用計画の具現化を図るため、新庁舎建設後における現庁舎の跡地利用に関し必要な調査及び検討を行うことを目的として、市庁舎跡地利用計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、市庁舎跡地利用に関する具体的な方針を定めるものとする。

- (1) 基本計画に掲げた跡地利用計画の方向性に関すること。
- (2) 施設の具体的な利用計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、跡地利用に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的及び第2条に規定する所掌事務について具体的な方針を定めるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には企画財務部長の職にある者、副委員長には企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 検討委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画財務部長	総務課長	契約管財課長	公共施設マネジメント推進室長	企画政策課長	財政課長
市民課長	社会福祉課長	子ども福祉課長	介護福祉課長	商工観光課長	都市計画課長
生涯学習課長					

2. 元市役所本庁舎跡地利用検討協議会設置要項

元市役所本庁舎跡地利用検討協議会設置要項

(設置)

第1条 結城市役所本庁舎の跡地について、元市役所本庁舎跡地利用基本構想の策定に向け、より具体的かつ有効な活用方法の検討を進めるとともに、広く関係者の意見を求めるため、元市役所本庁舎跡地利用検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置要項第2条に基づき策定した「旧市庁舎跡地利用方針」に関する事項
- (2) 跡地利用基本構想の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、跡地利用の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会の関係者
- (2) 市民で組織する団体の関係者
- (3) 商業・産業分野の関係者
- (4) 観光分野の関係者
- (5) 子育て・高齢者福祉に関する団体の関係者
- (6) 歴史・文化分野の関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び代理者)

第5条 検討協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

この要項は、令和4年6月16日から施行する。

令和4年度 元市役所跡地利用検討協議会 委員名簿

		推薦団体	役 職	氏 名
市議会	1	結城市議会	総務委員会 委員長	土田 構治
	2		地元議員代表	石川 周三
	3		地元議員代表	稲葉 里子
	4		地元議員代表	孝井 恒一
自治会	5	西の宮自治会	会長	木下 進
	6	紺屋町自治会	会長	中村 孝
	7	鍛冶町自治会	会長	横塚 清二
	8	大町自治会	会長	瀧澤 永一
	9	浦町自治会	代表	稲葉 里子
商 業	10	結城商工会議所	副会頭	石嶋 雅司
	11	結城市商業地域づくり 連合会	会長	久須美 伸介
地場産業	12	本場結城紬卸商協同組 合	理事長	奥澤 武治
観 光	13	結城市観光協会	会長	初見 壽秋
子育て	14	子育て支援センター 登録団体	ほっとクラブ代表	羽生 奈津恵
高齢者	15	結城市老人クラブ連合 会	会長	坂本 實
歴 史	16	結城市文化協会	会長	渡部 栄一

(敬称略)

3. 旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査報告書

旧市庁舎跡地利用に関する

市民アンケート調査報告書

令和4年3月

結 城 市

企画財務部企画政策課

【 目 次 】

1	調査概要	1
	(1) 調査の目的	1
	(2) 調査の方法	1
	(3) 回収状況	1
2	調査結果	2
	(1) 回答者の属性について	2
	(2) 旧市庁舎跡地の活用について	4
3	まとめ	9
4	調査票	10

1 調査概要

(1) 調査の目的

本アンケート調査は、北部市街地に残存する旧市庁舎跡地利用に関する市民の意向を把握することを目的に実施したものである。

(2) 調査の方法

- ア 調査地域 市内全域
- イ 調査対象 令和3年7月1日現在、結城市に住民登録のある市民（16歳以上を対象）
- ウ 母集団 50,939人（令和3年7月1日現在）
- エ 標本数 2,000票
- オ 抽出方法 16歳以上の市民から無作為に抽出
- カ 調査方法 郵送による発送・回収
- キ 調査期間 令和3年8月1日～令和3年8月31日

(3) 回収状況

- ア 標本数 2,000票
- イ 有効回収数 821票
- ウ 有効回収率 41.1%
- エ 地区別回収率

区 分	配布数	回収数	回収率
結城小学校地区	654	266	40.7%
城南小学校地区	326	133	40.8%
結城西小学校地区	393	166	42.2%
城西小学校地区	178	71	39.9%
絹川小学校地区	103	52	50.5%
上山川小学校地区	83	31	37.3%
山川小学校地区	101	40	39.6%
江川北小学校地区	102	38	37.3%
江川南小学校地区	60	21	35.0%
無 回 答	-	3	-
総 計(市 全 体)	2,000	821	41.1%

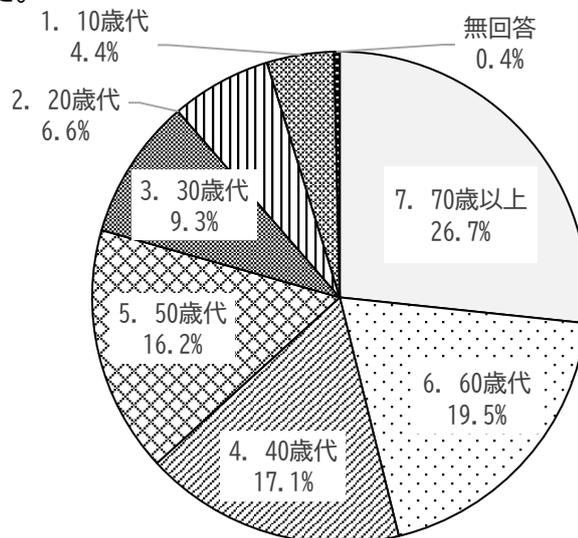
2 調査結果

(1) 回答者の属性について

問1 年齢別

回答者の年齢は、「70歳以上」が26.7%、次いで「60歳代」が19.5%、「40歳代」が17.1%となった。年齢層が高いほど、回答率も高くなる傾向が見られた。

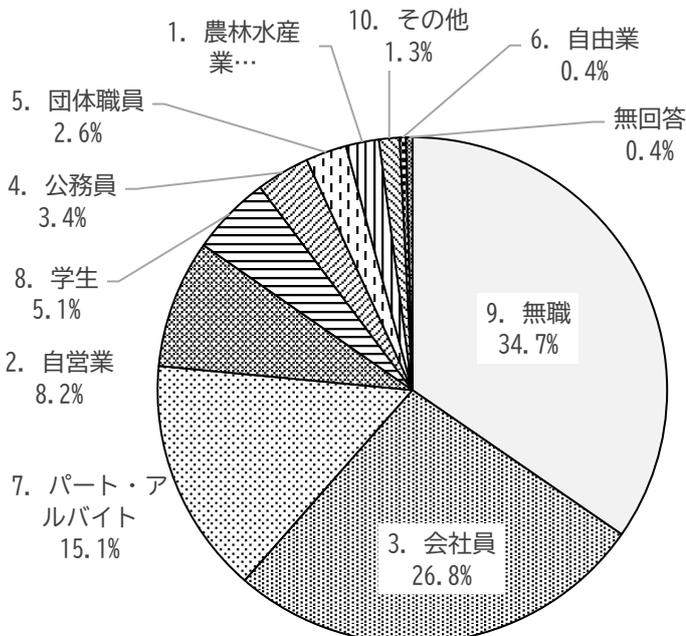
選択項目	人数	構成比
1 10歳代	36	4.4%
2 20歳代	54	6.6%
3 30歳代	76	9.3%
4 40歳代	140	17.1%
5 50歳代	133	16.2%
6 60歳代	160	19.5%
7 70歳以上	219	26.7%
無回答	3	0.4%
合計	821	100.0%



問2 職業別

回答者の職業は、「無職」が34.7%、次いで「会社員」が26.8%、「パート・アルバイト」が15.1%、「自営業」が8.2%となった。

選択項目	人数	構成比
1 農林水産業	17	2.1%
2 自営業	67	8.2%
3 会社員	220	26.8%
4 公務員	28	3.4%
5 団体職員	21	2.6%
6 自由業	3	0.4%
7 パート・アルバイト	124	15.1%
8 学生	42	5.1%
9 無職	285	34.7%
10 その他	11	1.3%
無回答	3	0.4%
合計	821	100.0%

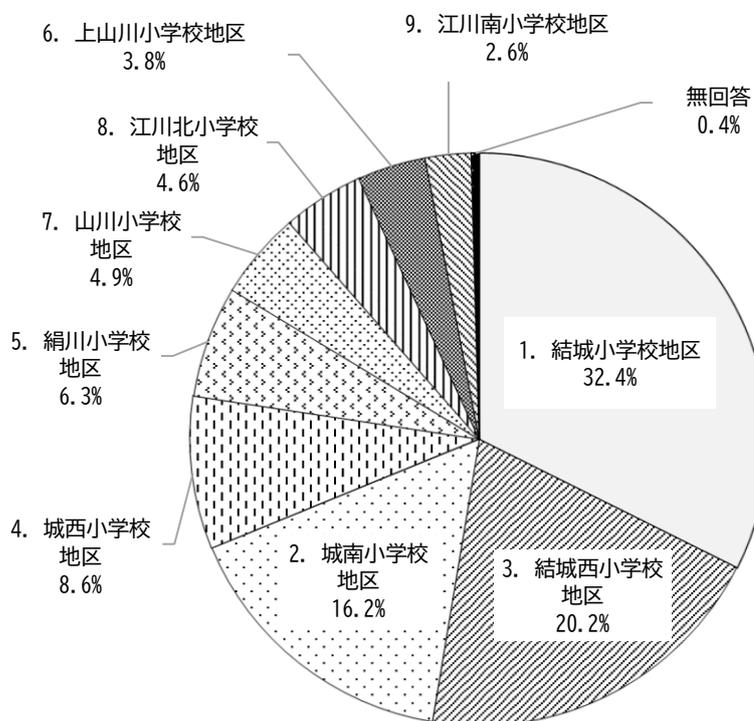


※ 構成比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで示している。四捨五入したため合計は100%にならない場合がある。

問3 地区別

回答者の居住地区は、「結城小学校地区」が32.4%で最も多く、次いで「結城西小学校地区」が20.2%、「城南小学校地区」が16.2%、「城西小学校地区」が8.6%となった。

選択項目	人数	構成比
1 結城小学校地区	266	32.4%
2 城南小学校地区	133	16.2%
3 結城西小学校地区	166	20.2%
4 城西小学校地区	71	8.6%
5 絹川小学校地区	52	6.3%
6 上山川小学校地区	31	3.8%
7 山川小学校地区	40	4.9%
8 江川北小学校地区	38	4.6%
9 江川南小学校地区	21	2.6%
無回答	3	0.4%
合計	821	100.0%



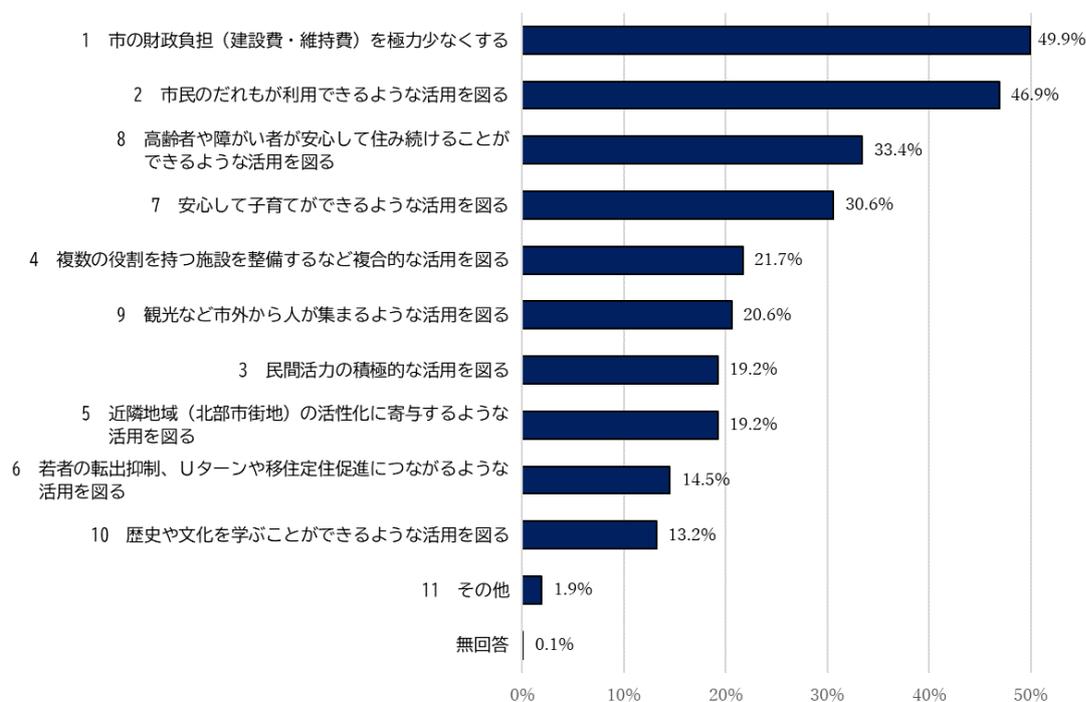
※ 構成比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで示している。四捨五入したため合計は100%にならない場合がある。

(2) 旧市庁舎跡地の活用について

問4 旧市庁舎跡地の活用の方向性

旧市庁舎跡地の活用の方向性は、「市の財政負担（建設費・維持費）を極力少なくする」が49.9%と最も多く、次いで「市民のだれもが利用できるような活用を図る」が46.9%、「高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る」が33.4%、「安心して子育てができるような活用を図る」が30.6%となった。

選択項目	人数	構成比
1 市の財政負担（建設費・維持費）を極力少なくする	410	49.9%
2 市民のだれもが利用できるような活用を図る	385	46.9%
3 民間活力の積極的な活用を図る	158	19.2%
4 複数の役割を持つ施設を整備するなど複合的な活用を図る	178	21.7%
5 近隣地域（北部市街地）の活性化に寄与するような活用を図る	158	19.2%
6 若者の転出抑制、Uターンや移住定住促進につながるような活用を図る	119	14.5%
7 安心して子育てができるような活用を図る	251	30.6%
8 高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	274	33.4%
9 観光など市外から人が集まるような活用を図る	169	20.6%
10 歴史や文化を学ぶことができるような活用を図る	108	13.2%
11 その他	16	1.9%
無回答	1	0.1%
合 計	2,227	
回答者数	821	



※ 複数回答（最大3つまで）の設問であり、総回答数は2,227だが、回答者の実数は821のため、821を基準として構成比を算出している。よって、構成比の合計は100%にならない。

【年代別・居住地区別傾向】

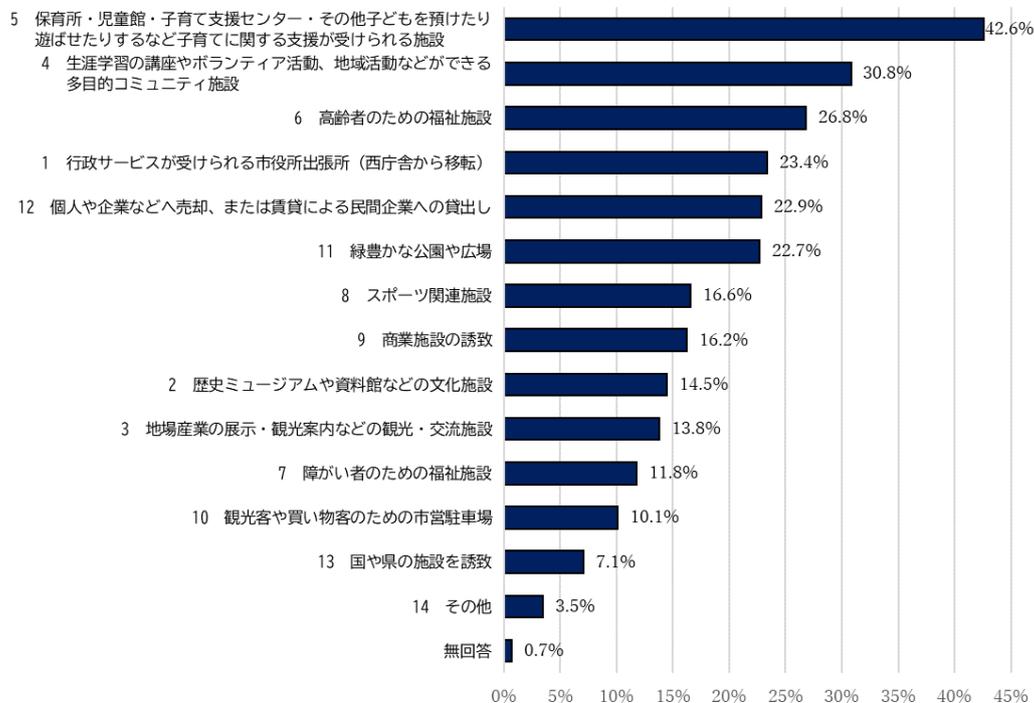
年代別の内訳を見ると、10歳代から50歳代で第3位以内に「安心して子育てができるような活用を図る」が入っており、子育て環境の整備への関心が高いことが伺える。居住地区別では、大きな偏りはなく、全体として概ね同様の回答結果となっている。

区分	第1位		第2位		第3位		
	項目	人数 (構成比)	項目	人数 (構成比)	項目	人数 (構成比)	
年代	10歳代	市民のだれもが利用できるような活用を図る	25 69.4%	安心して子育てができるような活用を図る	11 30.6%	高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	11 30.6%
		安心して子育てができるような活用を図る	27 50.0%		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする		23 42.6%
	30歳代	市民のだれもが利用できるような活用を図る	45 59.2%	安心して子育てができるような活用を図る	44 57.9%	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	31 40.8%
		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	71 50.7%		市民のだれもが利用できるような活用を図る		68 48.6%
	50歳代	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	63 47.4%	市民のだれもが利用できるような活用を図る	54 40.6%	安心して子育てができるような活用を図る	39 29.3%
		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	98 61.3%		市民のだれもが利用できるような活用を図る		68 42.5%
	70歳以上	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	116 53.0%	高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	106 48.4%	市民のだれもが利用できるような活用を図る	102 46.6%
市民のだれもが利用できるような活用を図る		122 45.9%	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする		118 44.4%		高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る
地区	結城小学校地区	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	70 52.6%	市民のだれもが利用できるような活用を図る	63 47.4%	安心して子育てができるような活用を図る	45 33.8%
		市民のだれもが利用できるような活用を図る	86 51.8%		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする		83 50.0%
	城西小学校地区	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	40 56.3%	高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	31 43.7%	市民のだれもが利用できるような活用を図る	27 38.0%
		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	30 57.7%		市民のだれもが利用できるような活用を図る		24 46.2%
	上山川小学校地区	市民のだれもが利用できるような活用を図る	15 48.4%	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	14 45.2%	高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	12 38.7%
		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	23 57.5%		市民のだれもが利用できるような活用を図る		18 45.0%
	江川北小学校地区	市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	19 50.0%	市民のだれもが利用できるような活用を図る	18 47.4%	高齢者や障がい者が安心して住み続けることができるような活用を図る	16 42.1%
		市の財政負担(建設費・維持費)を極力少なくする	11 52.4%		市民のだれもが利用できるような活用を図る		11 52.4%

問5 旧市庁舎跡地に望む活用方法

旧市庁舎跡地に望む活用方法は、「保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設」が42.6%と最も多く、次いで「生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設」が30.8%、「高齢者のための福祉施設」が26.8%、「行政サービスが受けられる市役所出張所（西庁舎から移転）」が23.4%となった。

選択項目	人数	構成比
1 行政サービスが受けられる市役所出張所（西庁舎から移転）	192	23.4%
2 歴史ミュージアムや資料館などの文化施設	119	14.5%
3 地場産業の展示・観光案内などの観光・交流施設	113	13.8%
4 生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	253	30.8%
5 保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	350	42.6%
6 高齢者のための福祉施設	220	26.8%
7 障がい者のための福祉施設	97	11.8%
8 スポーツ関連施設	136	16.6%
9 商業施設の誘致	133	16.2%
10 観光客や買い物客のための市営駐車場	83	10.1%
11 緑豊かな公園や広場	186	22.7%
12 個人や企業などへ売却、または賃貸による民間企業への貸出し	188	22.9%
13 国や県の施設を誘致	58	7.1%
14 その他	29	3.5%
無回答	6	0.7%
合 計	2163	
回答者数	821	



※ 複数回答（最大3つまで）の設問であり、総回答数は2,163だが、回答者の実数は821のため、821を基準として構成比を算出している。よって、構成比の合計は100%にならない。

【年代別・居住地区別傾向】

年代別の内訳を見ると、全体的に「保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設」が多いなかで、10歳代から30歳代では上位に「スポーツ関連施設」や「緑豊かな公園や広場」が挙げられており、他の年代と異なる傾向が表れている。居住地区別では、大きな偏りはなく、多少、順位の違いこそあるものの、「保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設」、「生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設」、「高齢者のための福祉施設」が上位を占める傾向にある。

区分		第1位		第2位		第3位	
		項目	人数 (構成比)	項目	人数 (構成比)	項目	人数 (構成比)
年代	10歳代	スポーツ関連施設	15	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	14	緑豊かな公園や広場	11
			41.7%		38.9%		30.6%
	20歳代	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	34	緑豊かな公園や広場	20	スポーツ関連施設	15
			63.0%		37.0%		27.8%
	30歳代	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	46	緑豊かな公園や広場	27	スポーツ関連施設	18
			60.5%		35.5%		23.7%
	40歳代	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	46	個人や企業などへ売却、または賃貸による民間企業への貸出し	40	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	38
32.9%			28.6%		27.1%		
50歳代	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	54	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	40	高齢者のための福祉施設	36	
		40.6%		30.1%		27.1%	
60歳代	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	70	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	64	行政サービスが受けられる市役所出張所(西庁舎から移転)	44	
		43.8%		40.0%		27.5%	
70歳以上	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	86	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	76	高齢者のための福祉施設	75	
		39.3%		34.7%		34.2%	
地区	結城小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	111	行政サービスが受けられる市役所出張所(西庁舎から移転)	80	高齢者のための福祉施設	77
			41.7%		30.1%		28.9%
	城南小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	57	個人や企業などへ売却、または賃貸による民間企業への貸出し	43	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	42
			42.9%		32.3%		31.6%
	結城西小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	70	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	54	行政サービスが受けられる市役所出張所(西庁舎から移転)	45
			42.2%		32.5%		27.1%
	城西小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	32	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	28	高齢者のための福祉施設	25
			45.1%		39.4%		35.2%
	絹川小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	25	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	17	高齢者のための福祉施設	16
48.1%			32.7%		30.8%		
上山川小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	17	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	11	高齢者のための福祉施設	8	
		54.8%		35.5%		25.8%	
山川小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	14	個人や企業などへ売却、または賃貸による民間企業への貸出し	13	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	12	
		35.0%		32.5%		30.0%	
江川北小学校地区	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	16	生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる多目的コミュニティ施設	10	高齢者のための福祉施設	10	
		42.1%		26.3%		26.3%	
江川南小学校地区	高齢者のための福祉施設	9	保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設	7	緑豊かな公園や広場	7	
		42.9%		33.3%		33.3%	

問6 自由意見

旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査のご意見についてはアンケートの回答者数 821 票のうち、339 票（41.3%）の意見が寄せられた。意見を内容により分類し、下表にまとめた。

【旧市庁舎跡地の活用に関する意見】

旧市庁舎跡地の活用に関する主な意見	票数
市民の誰もが利用できる施設を作る	20 票
高齢者のためのスポーツ・コミュニティ・福祉関連施設を作る	18 票
子ども・子育てのための施設を作る	18 票
商業施設を作る	16 票
財政負担を極力少なくする活用を図る	16 票
子どもが遊べる屋内施設を作る	15 票
市民生活のための活用を図る	15 票
スポーツ施設を作る	14 票
公園・広場を作る	14 票
複合施設を作る	14 票
売却する	14 票
歴史ミュージアム・資料館を作る	12 票
人が集まり市の活性化につながる活用を図る	12 票
施設は不要	12 票
民間企業の活用を図る	11 票
若い世代が集まるような活用を図る	11 票
多目的コミュニティ施設を作る	10 票
駐車場を作る	7 票
子ども・若者・高齢者の交流が図れる施設を作る	7 票
市営住宅を作る	6 票
観光施設を作る	6 票
市役所出張所を作る	5 票
除却せずに残す	4 票
医療施設を作る	3 票
障がい者のためのコミュニティ・福祉関連施設を作る	3 票
町並みを活かした活用を図る	3 票
健康増進センターを移転する	2 票
避難所を作る	2 票
地場産業展示施設を作る	2 票
環境に配慮した活用を図る	2 票
その他	14 票
合計	308 票

【その他】

その他の意見	票数
新市庁舎について	6票
北部市街地の人流減について	4票
道路・アクセスについて	4票
公共交通バスの充実について	3票
税金について	3票
市職員について	2票
都市計画道路について	2票
その他	7票
合計	31票

3 まとめ

今回のアンケートでは、配布数 2,000 票に対し有効回答数は 821 票、回答率は 41.1%となった。回答率が 40%を超えており、かつ、回答者の属性を見ると、居住地区による回答率の偏りも少ないことから、市全体における市民の意見を把握できたものとする。年代別で見ると 70 歳以上が 26.7%と最も多いが、これは他の年代区分が 10 歳刻み(10 歳代は 16~19 歳)であることから相対的に高くなっているものと推察される。職業別については「無職」が 34.7%と最も多いが、これは前述の定年を迎えた高齢者の回答率が高いことに比例していると考えられる。

旧市庁舎跡地の活用については、調査結果から市民の旧市庁舎跡地の活用に関する考え方は様々であることが分かる。問5の旧市庁舎跡地の活用方法についての調査結果では「保育所・児童館・子育て支援センター・その他子どもを預けたり遊ばせたりするなど子育てに関する支援が受けられる施設」が 42.6%と最も多かったものの、その他の活用方法も見てみると、幅広く回答が分布しており、それぞれの回答数も低くはない。

加えて、問6の自由意見においても、「市民の誰もが利用できる施設を作る」に分類される意見が 20 票と最も多く、「複合施設を作る」といった意見も 14 票と同様に多かったことなどを総合的に勘案すると、活用の方針としては、単一の目的・機能を有する施設に限定せず、複数の目的・機能を集約した複合施設としての活用を検討すべきと考えられる。

また、その際には、「財政負担を極力少なくする活用を図る」(16 票)や「民間企業の活用を図る」(11 票)という意見も多く寄せられていることから、事業費の圧縮はもちろんのこと、PPP(官民連携)等による活用も検討すべきと考えられる。

4 調査票

旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査ご協力のお願い

市民の皆様には、日頃より市政に対するご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、結城市では、老朽化や耐震、バリアフリーへの対応など旧市庁舎が抱えていた多くの問題を解消するため、新市庁舎を結城市民文化センターアクロス南側に建設し、令和2年11月に開庁しました。一方、旧市庁舎につきましては、西庁舎を各種証明書の取得や住所の異動など、一部の行政手続きが可能な出張所として引き続き使用していますが、第1庁舎・第2庁舎については既存建物が使用されずに残されている状況にあります。既存建物の維持費の問題や、市庁舎が南部市街地へ移転したことによる北部市街地への人の流れの鈍化など地域の問題もあり、旧市庁舎跡地の今後の活用が大きな課題となっています。

市では旧市庁舎跡地の活用に関する検討委員会を組織し、その利活用について、リフォーム、建替えの両面から検討を重ねてまいりましたが、改修費やランニングコスト等の理由から、一旦除却後、新たな施設を建設した方がより良いとの方向性を決定いたしました。今後は、旧市庁舎跡地の活用方針を定めた「市庁舎跡地利用計画」を策定する予定ですが、この計画を策定していく上では、市民の皆様のご意見を伺うことが大変重要と考えています。

このことから、より多くの市民の皆様からご意見を伺いたいと思い、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

令和3年7月30日

結 城 市

【位置図】



区分	旧市庁舎	
	第1庁舎	第2庁舎
築後年数	41年	49年
延床面積	2,956 m ²	990 m ²

あなたのご意見をお聞かせください。

旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査票

令和3年8月

1. アンケート調査の内容

① 配付資料

お送りした封筒には、このアンケート調査票のほかに、以下の資料が入っています。ご確認ください。

- ・依頼書
- ・返信用封筒

② アンケートの対象者の抽出方法

市内にお住まいの住民基本台帳に記載された16歳以上の方々を無作為に2,000人抽出し、対象としました。

③ アンケートの回収方法

ご記入いただいたアンケート票は、**令和3年8月31日（火曜日）**までに同封の返信用封筒に入れて、ご投函ください。（切手は不要です。）

④ アンケート調査の結果

調査の結果は、統計的に処理した成果を本年度中に市ホームページなどで公表する予定です。

2. ご回答にあたっての留意事項

① この調査への回答は、宛名のご本人様にお願いいたします。

② 回答は、質問ごとに選択肢の中から、あてはまる番号に○印をつけてください。

また、質問文にある（○は1つ）、（○は3つまで）などの回答の仕方に従ってください。間違えた場合は、二本線で抹消してください。

③ 回答が、「その他」にあてはまる場合は、（ ）内にその理由をご記入ください。

④ ご記入は、ボールペン・鉛筆・シャープペンシル・万年筆などをお願いします。

⑤ 調査は無記名方式のため、氏名の記入は不要です。

但し、地区別の意向等を把握するため、回答書には年齢・お住まいの地域等の記入をお願いいたします。

⑥ 調査結果は、統計的に処理し、個人情報の保護に配慮することはもちろん、他の目的に使用することは一切ありません。

3. 問い合わせ先

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

結城市 企画財務部 企画政策課 政策調整係

電話：0296-34-0404（直通）

FAX：0296-32-7123

電子メール：kikaku@city.yuki.lg.jp

1. あなた自身のことについてお伺いします。

問1. あなたの年齢はおいくつですか。(1つ選んで○をつけてください)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 10歳代(16~19歳) | 2. 20歳代(20~29歳) |
| 3. 30歳代(30~39歳) | 4. 40歳代(40~49歳) |
| 5. 50歳代(50~59歳) | 6. 60歳代(60~69歳) |
| 7. 70歳以上 | |

問2. あなたの職業は次のうちどれですか。兼業の場合は主とする職業をお答えください。(1つ選んで○をつけてください)

1. 農林水産業
2. 自営業(卸売業、小売業、サービス業、製造業等)
3. 会社員
4. 公務員
5. 団体職員(私立の学校、病院、保育所等の教職員含む)
6. 自由業(開業医、会計士、芸術家等)
7. パート・アルバイト
8. 学生(高校、大学、専門学校、予備校生等)
9. 無職
10. その他 ()

問3. あなたのお住まいの地区をお答えください。
(該当する地区を1つ選んで○をつけてください)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 結城小学校地区 | 2. 城南小学校地区 |
| 3. 結城西小学校地区 | 4. 城西小学校地区 |
| 5. 絹川小学校地区 | 6. 上山川小学校地区 |
| 7. 山川小学校地区 | 8. 江川北小学校地区 |
| 9. 江川南小学校地区 | |

4. 旧市庁舎跡地利用方針

旧市庁舎跡地利用方針

令和4年3月

結 城 市

市庁舎跡地利用計画検討委員会

【 目 次 】

1	策定の背景・目的	1
2	旧市庁舎跡地の概況	1
3	検討の経緯	2
4	活用方針	3

【 資 料 】

資料1 旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査報告書

資料2 市庁舎跡地利用計画検討委員会設置要項

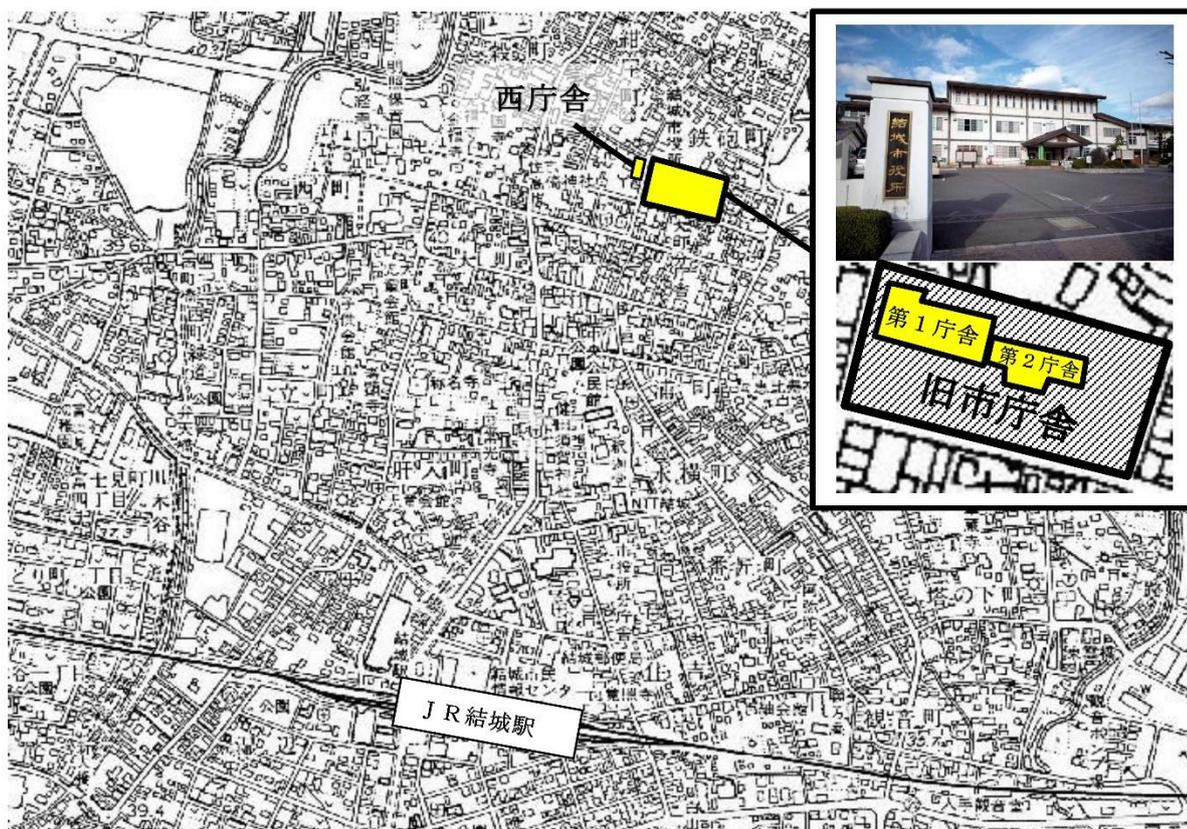
1 策定の背景・目的

昭和47年度から昭和55年度にかけて北部市街地に建築された旧市庁舎（第1庁舎・第2庁舎）は、かつての城下町としての名残ある古い街並みに調和し、市民に親しまれ、行政サービスの拠点として長い間その役割を担ってきた。令和2年11月、南部市街地の新市庁舎開庁により庁舎機能が完全移転されたことで、庁舎としての役目を終え、現在は閉庁となっている。市庁舎が移転したことで北部市街地への人流が減少したため、旧市庁舎跡地は、様々な用途での活用が期待されており、また、維持費や防犯上の観点からも活用方針の決定は急務であった。

市庁舎跡地利用計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成28年3月に策定された「結城市庁舎整備基本計画」に掲げた旧市庁舎跡地利用計画の具現化のための調査及び検討を目的として、平成28年9月に庁内職員により構成され発足、持続可能で魅力あるまちづくりや市民生活の向上など様々な観点から検討を重ねてきた。

本書は、これまでの検討の結果を踏まえ、今後の旧市庁舎跡地利用に関する基本構想の策定に向けて方向性及び考え方を整理するものである。

2 旧市庁舎跡地の概況



区分	旧市庁舎	
	第1庁舎	第2庁舎
築後年数	41年	49年
延床面積	2,956㎡	990㎡

所在地：結城市大字結城1447番地

3 検討の経緯

検討委員会では発足後、旧市庁舎跡地が有する施設的・地域的課題等について検討を続けており、その経過について、平成28年度及び令和2年度にそれぞれ中間報告を行っている。

令和3年度においては、委員会での検討に加え、市民の意見・提案を聴取するため、市民アンケート調査を実施した。そして、これまでの検討委員会における検討結果や市民アンケート調査の結果を集約、市議会特別委員会の報告内容等も踏まえ、活用方針を取りまとめた。

【旧市庁舎跡地利用計画に関連するこれまでの主な経過】

平成27年 2月	結城市庁舎整備基本構想策定
平成28年 3月	結城市庁舎整備基本計画策定
平成28年 3月	市議会新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会設置
平成28年 9月	市庁舎跡地利用計画検討委員会設置
平成29年 1月	市庁舎跡地利用計画検討委員会 中間報告（第1回）
平成29年 3月	市議会新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書提出
平成30年 1月	政策調整員会議（議題：市庁舎跡地利用計画の検討について）
令和 元年12月	市議会公共施設適正化調査特別委員会設置
令和 2年11月	新市庁舎開庁（旧市庁舎閉庁）
令和 2年12月	市議会公共施設適正化調査特別委員会報告書提出
令和 3年 2月	市庁舎跡地利用計画検討委員会 中間報告（第2回）
令和 3年 8月	旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査実施

4 活用方針

(1) 活用にあたっての基本的な考え方

① 旧市庁舎（第1庁舎・第2庁舎）は除却する

旧市庁舎の除却については市議会特別委員会報告書の中でも提言されており、新市庁舎への庁舎機能の完全移転によりその役割を終えているため除却とする。この旧市庁舎は残すべき歴史的建造物ではなく、その既存庁舎を改修し集客施設として利用する場合、空調設備工事や用途変更に伴う耐火工事及び耐震補強工事等に要する費用が多額となり、また、施設整備には期間を要するため、その間の維持管理費が負担となる。さらに、費用以外の面では、既存庁舎の構造にレイアウト等がある程度限定されてしまうことが挙げられる。今後のランニングコストも含め総合的に判断し、除却の後に新築した方が費用対効果が高いと考えられる。なお、西庁舎については結城出張所として使用しているため、当面、除却の対象外とするが、旧市庁舎跡地に出張所機能を持つ施設を整備することとなった場合、除却の検討対象とする。

【参考】令和2年12月 公共施設適正化調査特別委員会報告書

※一部抜粋

5) 行政系施設

「新設する場合は、同等の面積以上の施設を削減する」という市の方針からすると新庁舎が建設されたことにより、本庁舎、付属庁舎、駅前分庁舎は削減の対象となることを踏まえ、第一・第二庁舎、付属庁舎の現在の建物は役割を終えたのち、速やかに除却されたい。また、駅前分庁舎からは完全に撤退し分庁舎としての機能を廃止し維持管理経費の抑制を図られたい。

② 除却後の跡地には新たに施設を整備し活用する

住民利便性の向上や観光振興、北部市街地活性化に寄与する新たな施設の整備を目指す。また、市議会特別委員会の報告及び市民アンケート調査の結果を踏まえ、ニーズに対応した複合的な施設を検討する。

(2) 活用の方針

① 「歴史ミュージアム」を核とした施設を整備する

市の持つ多くの貴重な歴史資料を所蔵・展示する施設が現状、整備されておらず、歴史・文化の保存や教育の観点から整備を求める声も上がっている。跡地は古い街並みを残す北部市街地に位置しているため、新たに整備する施設は、旧市庁舎と同様、その景観が街並みとの調和が図られ、人流を呼び込み、北部市街地全体の活性化に寄与する施設であることが望ましく、歴史資料の所蔵・展示施設はこれらの条件に合致する。このことから、跡地活用の方針として、「歴史ミュージアム」を整備することを前提とする。

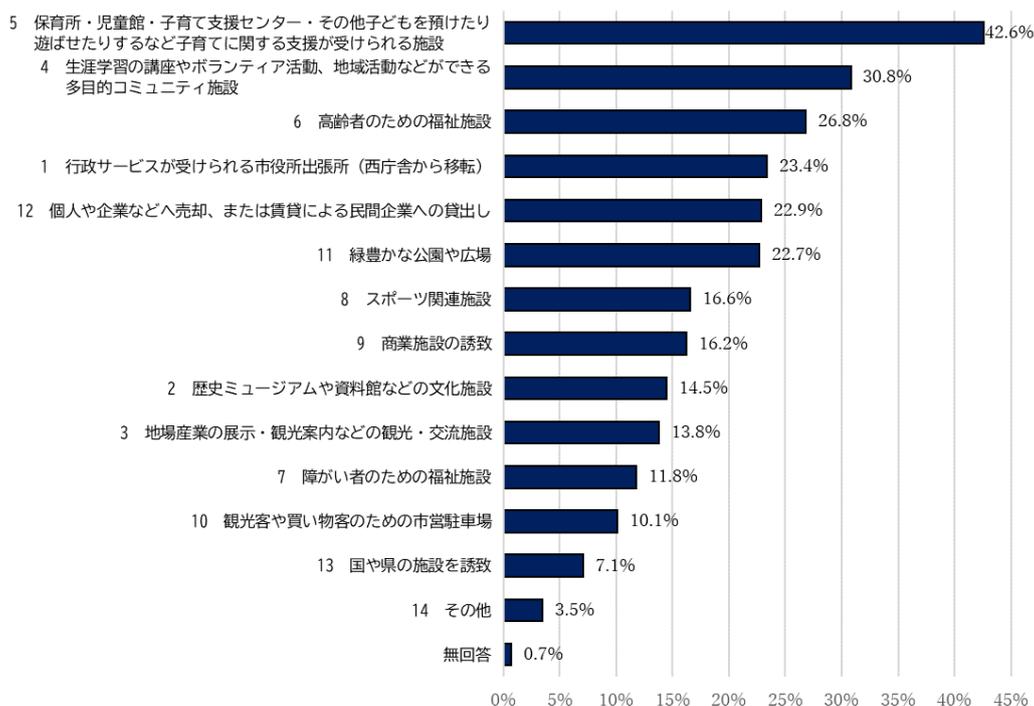
② 複合的機能として市役所出張所や子ども・高齢者が利用できる施設を整備する

令和3年8月に実施した市民アンケート調査の結果では、「子育て支援施設」、「多目的コミュニティ施設」、「高齢者施設」、「市役所出張所」に対する市民のニーズが多かった。このうち、北部市街地における行政サービスの維持、住民利便性の向上のためには「市役所出張所」の必要性は高いと考えられるため、積極的に検討するとともに、「子育て支援施設」、「多目的コミュニティ施設」、「高齢者施設」の機能についても、いずれか、または複数の要素を取り入れた複合施設の整備を行う。

なお、これらの施設の整備については、結城市庁舎整備基本計画の中で謳われており、また、市議会特別委員会報告においても同様の内容について提言されている。

【参考】旧市庁舎跡地利用に関する市民アンケート調査結果 ※一部抜粋

問5 旧市庁舎跡地に望む活用方法



【参考】平成29年3月 新庁舎建設及び現庁舎跡地利用計画に関する調査特別委員会報告書

※一部抜粋

(1) 現庁舎跡地に新公民館を建設し、現庁舎については、これを核として、公民館との相乗効果が期待でき、北部市街地の活性化に寄与する活用方法を検討すること。

1) 現庁舎に配置を検討すべき組織・機能等

・福祉部門

社会福祉協議会事務所 シルバー人材センター事務所 等

・地域コミュニティ

集会室（市民が集える場所）※新公民館との相乗効果

・歴史・観光

歴史・郷土資料の展示スペース

・地場産業

地場産業展示スペース

・出張所

出張所機能の配置

上記の組織・機能を現第一庁舎を中心に配置することを検討すること。

また、管理については、施設全体を一体的に管理する方法を検討すること。

【参考】結城市庁舎整備基本計画

※一部抜粋

(2) 跡地利用計画の方向性

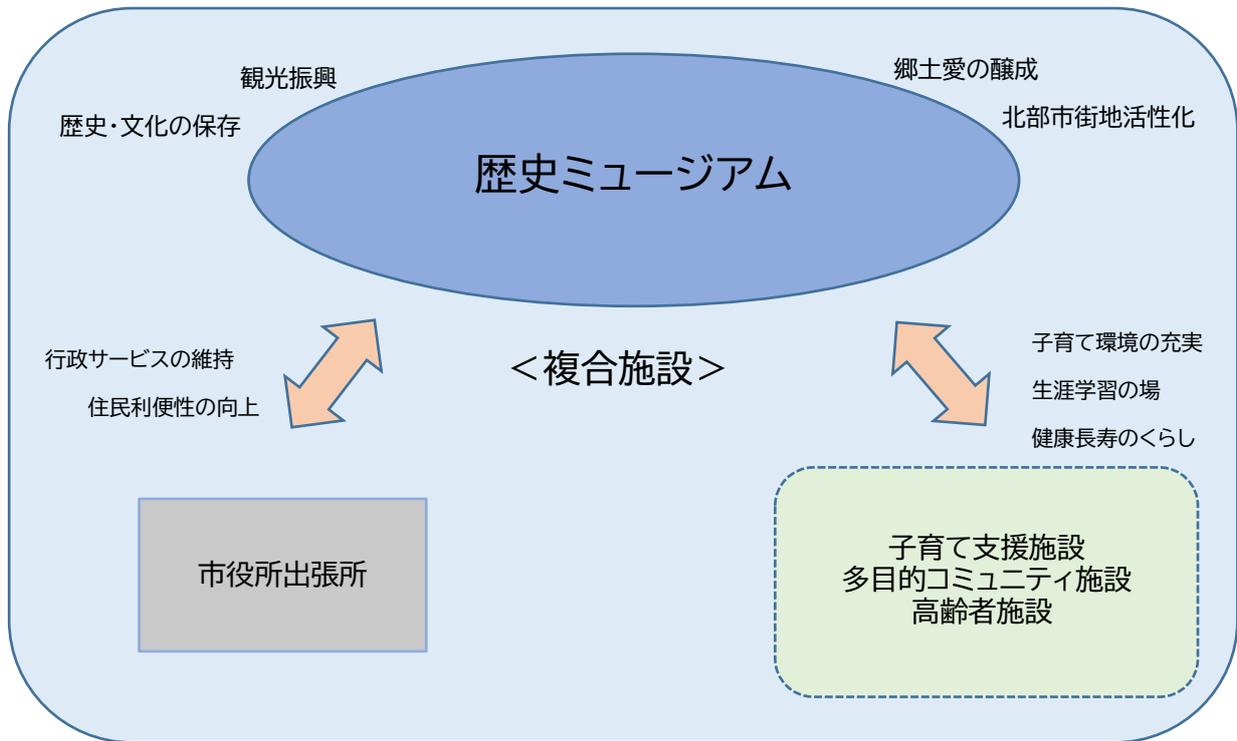
平成26年度に策定した基本構想では、平成25年度に行われた市民アンケート結果や検討協議会の意見から、跡地利用の考え方として、「少子高齢社会に対応した子育てや高齢者の福祉施設」、「生涯学習や地域活動ができる施設」、「観光客や地域住民が活用できる観光・交流・教育施設」などが考えられるとしました。

このことから、跡地利用の方向性としては「福祉」「地域コミュニティ」「歴史・観光」「地場産業」という4つのテーマが考えられます。

(中略)

また、複合施設の一部に庁舎の出張所機能を配置し、北部市街地の住民の利便性に配慮します。

【旧市庁舎跡地の活用方針】



(3) 今後の検討について

- ① 歴史ミュージアムを核とした複合施設の整備を前提とする方向性を示した一方で、上山川地区で進捗中の結城廃寺跡史跡整備事業においても、歴史資料展示施設の整備が予定されていることから、それぞれの施設の目的や役割を明確にし、相乗効果が図れるよう、進捗を注視しながら検討を進めて行く。
- ② 複合的機能を選定する過程においては、同一敷地内の市公民館を含め、既存の北部市街地全体の同種施設との目的及び役割の整理を行い、相乗効果を図る。
- ③ 歴史ミュージアムの整備にあたっては蔵美術館や北部市街地に点在する神社仏閣、見世蔵等の歴史的・観光資源を相互に活用し、観光誘客促進が図られるよう配慮する。
- ④ 具体的な整備の検討にあたっては、厳しい財政状況にある中で、交付金、補助金及び地方債などを最大限に活用し、財源確保及び財政負担軽減に努める。
- ⑤ 本方針を軸とし、基本構想の策定に向け、庁内においては委員会における検討を引き続き進めて行くとともに、外部有識者・関係者等による検討協議会を設置し、より具体的な活用方法について検討を行う。